

令和2年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

- 1 指定管理者の指定議案について 1
【議案第175号】 みえこどもの城の指定管理者の指定について
【議案第176号】 三重県母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について
【議案第177号】 三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について
【議案第178号】 三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について

《所管事項説明》

- 1 「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2021年度～2023年度—」（中間案）
について 23
- 2 「第2次三重県手話施策推進計画」（中間案）について 28
- 3 「新しい福祉監査のカタチ」について 33
- 4 「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」（案）に
ついて 36
- 5 各種審議会等の審議状況の報告について 39

《別冊》

- ・（別冊1）「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2021年度～2023年度—」（中間案）
- ・（別冊2）「第2次三重県手話施策推進計画」（中間案）
- ・（別冊3）社会福祉法人等の取組事例集
- ・（別冊4）「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」（案）

令和2年12月11日
子ども・福祉部

1 指定管理者の指定議案について

1 議案

議案第 175 号「みえこどもの城の指定管理者の指定について」

議案第 176 号「三重県母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について」

議案第 177 号「三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について」

議案第 178 号「三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

子ども・福祉部が所管している公の施設「みえこどもの城」、「三重県母子・父子福祉センター」、「三重県身体障害者総合福祉センター」及び「三重県視覚障害者支援センター」について、令和 3 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、みえこどもの城条例第 6 条第 2 項、三重県母子・父子福祉センター条例第 6 条第 2 項、三重県身体障害者総合福祉センター条例第 6 条第 2 項及び三重県視覚障害者支援センター条例第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設と指定管理候補者の名称等

施設の設置場所・名称	指定管理候補者の所在地・名称等
三重県松阪市立野町 1291 番地 みえこどもの城	三重県松阪市立野町 1291 番地 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 理事長 福田 圭司
三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地 三重県母子・父子福祉センター	三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 北野 好美
三重県津市一身田大古曾 670 番地 2 三重県身体障害者総合福祉センター	三重県津市一身田大古曾 670 番地 2 社会福祉法人三重県厚生事業団 理事長 井戸畑 真之
三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地 三重県視覚障害者支援センター	三重県津市桜橋 2 丁目 130 番地 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 会長 児玉 千春

4 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

審査・選定一覧表のとおり

6 期待される効果

審査・選定一覧表のとおり

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書で定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策等への配慮

障がいを理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、ユニバーサルデザインのまちづくり、少子化対策、次世代育成支援、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、ダイバーシティ社会の実現、SDGsの視点、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、地震防災対策等の県が推進する施策に配慮した管理業務を行うよう求めます。

また、新型コロナウイルス感染症等への感染防止対策に努めるよう求めます。

(2) 情報公開及び個人情報保護

管理業務に係る情報の公開に関する規程を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう求めます。

また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な取り扱いを求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が行う業務のうち一部を専門業者等に委託する場合は、県の承認を求めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

施設利用者へのサービスの向上の観点から、アンケート等により利用者の意見やニーズを把握し、その後の管理業務に可能な限り反映するよう求めます。

(5) リスク分担

天災等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、施設の設置者である県がリスクを負担するものとしませんが、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が破損した場合のリスクは指定管理者が負担するものとしします。

(6) 業務計画書の提出

指定管理者に毎事業年度提出させる業務計画書については、年度事業の概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書の提出

四半期毎に利用者数や事業の実施状況等をまとめた業務報告書を提出するよう求めます。

(8) 事業報告書の提出

年度毎に管理業務の実施状況及び利用状況、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等を報告するよう求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況等の確認と評価を行うため、県は、随時、当該施設に立ち入ることができるものとします。

また、この確認と評価の結果、サービスや施設の維持管理などが一定の基準を満たしていない場合には、指定管理者に対し必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

8 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和2年	12月	指定管理者の指定
令和3年	3月	協定書の締結
	4月	指定管理者による施設管理の開始

審査・選定一覧表

	みえこどもの城	三重県母子・父子福祉センター
5 指定管理候補者の審査・選定の経緯		
(1) 指定管理者の応募状況		
ア 募集期間	令和2年8月8日～令和2年9月15日	令和2年8月8日～令和2年9月15日
イ 応募者	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 (松阪市立野町1291番地)	一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 (津市桜橋2丁目131番地)
(2) 指定管理候補者の審査選定の経過		
ア 選定委員会の名称	みえこどもの城指定管理者選定委員会	三重県母子・父子福祉センター指定管理者選定委員会
イ 選定委員会構成員	委員長 宮崎 つた子(三重県立看護大学教授) 委員 森野 高史 (社会福祉法人四日市厚生会業務執行理事) 委員 村瀬 勝彦(三重弁護士会推薦弁護士) 委員 岡部 佳奈 (日本公認会計士協会東海会推薦公認会計士) 委員 堀内 千春(公募)	委員長 宮崎 つた子(三重県立看護大学教授) 委員 森野 高史 (社会福祉法人四日市厚生会業務執行理事) 委員 村瀬 勝彦(三重弁護士会推薦弁護士) 委員 岡部 佳奈 (日本公認会計士協会東海会推薦公認会計士) 委員 山田 知美(公募)
ウ 審査の経過		
第1回選定委員会 (審査基準等の作成)	令和2年7月10日	令和2年7月10日
第2回選定委員会(ヒアリング審査及び最終審査)	令和2年10月23日	令和2年10月23日
エ 提案内容及び審査の概要等	申請団体が提案した主要内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。	申請団体が提案した主要内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。
オ 審査結果(評価点数)	第1順位 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 (評価点 370.4点/410点)	第1順位 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 (評価点 264.8点/300点)
カ 指定管理候補者の選定	選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。 所在地 松阪市立野町1291番地 名称 公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団 代表者 理事長 福田圭司	選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。 所在地 津市桜橋2丁目131番地 名称 一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会 代表者 理事長 北野好美
キ 選定した理由	施設の特性や目的、役割を十分理解したうえで、大型児童館として、また県内児童館の中核的な施設として効率的かつ効果的な事業の実施が期待できる。 また、成果目標ごとに細かなモニタリング指標の設定、コロナ対策に配慮した来場者の安全確保、多様な主体との連携など意欲的な提案となっており、みえこどもの城を適切に運営できると判断した。	施設の目的、役割を十分理解したうえで、母子家庭等の実態をふまえた適切な提案内容であり、効果的な事業の実施が期待できる。これまでの母子家庭等への支援についての豊富な実績も生かし、安定的な施設運営が期待できると判断した。
6 期待される効果		
(1) 県民サービスの向上	これまでに培ったノウハウやスキルを生かした成果目標ごとの細かなモニタリング指標が定められており、みえこどもの城の特性や目的、役割を十分に理解したうえで施設の管理運営を実施することにより県民サービスの向上が期待できる。	母子家庭等の福祉向上に取り組んできた法人の特性を生かし、対象家庭の多様なニーズに的確かつ効果的に対応することにより県民サービスの向上が期待できる。
(2) 経費の縮減	施設の維持管理については、適切な運営管理により光熱水費等の節減を効果的に実施する。 細かなコスト削減の積み重ねも意識しており、経費の縮減が期待できる。	事業の実施にあたり、県母子寡婦福祉連合会会員の協力を得られることによる経費節減が期待できる。また、職員のコスト削減に係る意識の徹底により、経費の抑制が期待できる。

	三重県身体障害者総合福祉センター	三重県視覚障害者支援センター
5 指定管理候補者の審査・選定の経緯		
(1) 指定管理者の応募状況		
ア 募集期間	令和2年8月7日～令和2年9月10日	令和2年8月7日～令和2年9月10日
イ 応募者	社会福祉法人三重県厚生事業団 (津市一身田大古曾670番地2)	社会福祉法人三重県視覚障害者協会 (津市桜橋2丁目130番地)
(2) 指定管理候補者の審査選定の経過		
ア 選定委員会の名称	三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会	三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定委員会
イ 選定委員会構成員	委員長 武田 誠一 (三重短期大学准教授) 委員 村田 直樹 (三重弁護士会推薦弁護士) 委員 坂口 知子 (東海税理士会津支部推薦税理士) 委員 伊藤 順子 (NPO法人UDほっとねっと理事長) 委員 森口 恒子 (公募)	委員長 武田 誠一 (三重短期大学准教授) 委員 村田 直樹 (三重弁護士会推薦弁護士) 委員 坂口 知子 (東海税理士会津支部推薦税理士) 委員 川端 伊澄 (NPO法人アイパートナー理事長) 委員 塚本 裕子 (公募)
ウ 審査の経過		
第1回選定委員会 (審査基準等の作成)	令和2年7月30日	令和2年7月30日
第2回選定委員会 (ヒアリング審査及び最終審査)	令和2年10月14日	令和2年10月14日
エ 提案内容及び審査の概要等	申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。	申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。
オ 審査結果 (評価点数)	第1順位 社会福祉法人三重県厚生事業団 (評価点 76.8点/100点)	第1順位 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 (評価点 79.1点/100点)
カ 指定管理候補者の選定	選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。 所在地 津市一身田大古曾670番地2 名称 社会福祉法人三重県厚生事業団 代表者 理事長 井戸畑真之	選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。 所在地 津市桜橋2丁目130番地 名称 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 代表者 会長 児玉千春
キ 選定した理由	施設の運営方針を十分理解した上で、障害者支援施設および身体障害者福祉センターA型としての事業を着実に実施するとともに、利用者のニーズに合わせたサービス提供が期待できる。 また、利用者の安全確保について、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を含めて対策が図られ、利用者が安心して施設を利用できる提案となっており、三重県身体障害者総合福祉センターを適切に運営できると判断した。	施設の運営方針を十分理解した上で、視覚障がい者が会員である法人の特性を生かし、視覚障がい者のニーズに応じた施設運営が期待できる。 また、点字図書館事業における貸出方法の多様化への対応および、生活訓練での新しいICT機器の導入など、サービスの向上が期待できるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が図られるなど利用者が安心して施設を利用できる提案となっており、三重県視覚障害者支援センターを適切に運営できると判断した。
6 期待される効果		
(1) 県民サービスの向上	利用者のニーズに合わせたリハビリテーションや法人の持つノウハウ・ネットワークを生かした専門性の高いサービスの提供など、施設の機能を充分发挥することにより、県民サービスの向上が期待できる。	視覚障がい者の特性や行動を理解している法人の特性を生かし、視覚障がい者の多様なニーズに的確かつ効果的に対応することにより、県民サービスの向上が期待できる。
(2) 経費の縮減	施設の維持管理について、各種契約プランの見直しや燃料使用量の過年度比較など、コスト削減を意識した運営を行うことにより、経費の縮減が期待できる。	職員配置の適正化や職員の資質向上等により業務の効率化が図られるとともに、職員一人ひとりのコスト意識の徹底により、光熱水費の抑制が期待できる。

提案内容及び審査の概要

みえこどもの城

審査基準	県が求めた水準(主なもの)	配点	主な提案内容
<p>1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること</p> <p>① 管理運営の総合的な基本方針</p> <p>ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか。</p> <p>イ 施設の特性や業務内容を理解しているか。</p> <p>ウ 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか。</p> <p>② 成果目標と自己評価</p> <p>ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか。</p> <p>イ 自己評価の体制及び基準は、確立されているか。</p> <p>③ 企業（団体）の社会的責任</p> <p>ア 企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷削減に関する取組）への対応は適切か。</p>	<p>・みえこどもの城は、児童の健全育成及び児童に対する科学知識の普及を図ることを目的に、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童に健全な遊び、体験及び交流の場を与えてその健康を増進し情操を豊かにするとともに、地域の児童館の拠点となる施設として、三重県の児童健全育成の中核を担う複合施設として設置しています。</p> <p>・みえこどもの城の運営にあたっては、子どもの発達段階に応じた事業を行うとともに、様々な主体と連携して、子どもや子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、高い企画力をもって進めてください。</p> <p>・県が求める成果目標は、次の3つです。 ①年間総利用者数 毎年度 22万人 ②児童健全育成拠点事業の実施回数 毎年度 90回以上 ③利用者の満足度 5段階評価で4以上の評価を、毎年度80%以上の方から得る。</p> <p>・みえこどもの城の管理運営業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守してください。</p>	<p>40点</p>	<p>公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団</p> <p>・みえこどもの城が、三重県が設置する公の施設として公共性が求められていることを十分に発揮し、設置条例の目的に従って施設の効用を最大限に発揮させ、三重県子ども条例の目指す「子どもが豊かに育つことのできる地域社会」の形成に寄与するとともに、みえこどもの城の利用者に対するサービスの向上及び施設維持管理経費の縮減を図り、もって県民福祉の向上を図ります。</p> <p>私たちのめざすこどもの城として、3つの基本目標と4つの成果目標を設定します。</p> <p>基本目標1 より多くの子どもたちに笑顔とわくわく感を届け家族を元気にします。</p> <p>基本目標2 さまざまな人々との協働により子どもや子育て家庭を応援します。</p> <p>基本目標3 子どもが豊かに育つことのできる地域づくりのために、地域から必要とされるネットワークの拠点となります。</p> <p>成果目標1 年間総利用者数 毎年度 22万人 成果目標2 利用者の満足度 毎年度 80%以上 成果目標3 児童健全育成拠点事業の実施回数 毎年度 90回以上 成果目標4 サービス提供基盤の安定度 施設完全稼働率 100%</p> <p>・企業（団体）の社会的責任について認識し、基本的なガバナンスの確保、コンプライアンスの徹底、運営や事業の透明性を担保すること等に積極的に取り組んでいます。</p>
			38点

審査基準	県が求めた水準(主なもの)	配点 主な提案内容 公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団
2 事業計画の内容が、みえこどもの城の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・みえこどもの城のスペースを有効に利用して、子どもの健康増進、情操を豊かにすること等を目的とした遊び、体験、交流の場の提供を事業計画として、提案してください。その際には、各種団体等との連携事業を行うなど、県民参画にも留意するとともに、リピーター等の要求に応じつつ、新規の利用客を開拓できるよう、企画展や講座等の内容・種類を工夫してください。 ・プラネタリウム機器整備を使用しない場合のドームシアターの有効活用方法を提案してください。 ・利用者の満足度について、アンケート調査を年4回以上実施してください。 ・児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行う事業を行ってください。 ・児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催する事業を行ってください。 ・地域の児童館等の運営及びこれらの相互の連携に関する指導または助言を行う事業を行ってください。 ・そのほか、児童の健全育成を図るために必要な事業を提案してください。 ・毎月第3日曜日の「家庭の日」などの一層の浸透を図るための事業の実施を検討してください。 ・みえこどもの城の利用者を増加させる方策を検討してください。 ・休館日、開館時間は条例の定めがありますが、県の承認を得て変更することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・みえこどもの城の施設機能と職員の技量の高さとノウハウを最大限に活かし、子どもの健康増進、情操を豊かにすることを目的とした遊び、体験、交流の場を提供します。その際に、地域の各種団体との連携事業を行うとともに、県施策を県民に周知することにより県民参画を促します。また、世代間交流ができる機会を提供します。 (ア) ドームシアター：プラネタリウムの投影、全天周映画上映、天文イベント・講演会、コンサート、講演会等 ※プラネタリウム機器設備を使用しない場合・・・講演会、表彰式、休憩場所として活用 (イ) アート・サイエンススペース：アート工作、サイエンス工作、木工・陶芸、描画活動、簡単工作 (ウ) プレイランド(クライミングウォール)：クライミングウォールの運営、クライミング選手権、クライミングイベント (エ) プレイランド(遊具コーナー)：0歳から利用可能な遊具コーナーの運営、映像体感遊具の設置 (オ) 舞台スペース：発表会・音楽会、創作活動、身体活動、家族が交流できる多目的スペース (カ) イベントホール(チャレンジルーム)：展示スペース、地域の方々との連携事業、体験活動 (キ) カプラの部屋：7万ピースのカプラの造形、カプラ大会 (ク) ボランティア・講師ルーム：ボランティア・講師の講習会、各種団体との連携事業、控室 (ケ) 研修室：児童厚生員等の研修、連携事業等 (コ) ログハウス(多目的ホール・レストハウス)：食育講座、体験活動等 (サ) 屋外スペース：無料遊具コーナー、ボランティアとの交流の場
① こどもの城の施設及び設備を利用に供する事業		
ア スペースを有効に利用して、単に楽しいだけでなく、児童の健康増進、情操を豊かにすること等を目的とした遊び、体験、交流の場等を提供する提案となっているか。		
イ 各種団体等との連携事業を行うなど、県民参画にも留意する提案となっているか。その際、親以外の違う世代の大人との交流が含まれているか。		
ウ リピーター等の要求に応じられるよう、企画展や講座等の内容・種類の充実を図る提案となっているか。		
エ 利用者の満足度についてのアンケート調査の方法、規模について、方法、規模について、適切な提案となっているか。		
② 児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行う事業		
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか。		
③ 児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催する事業		
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか。		
④ 地域の児童館等の運営及びこれらの相互の連携に関する指導または助言を行う事業		
ア 県内児童館等の指導及び連絡調整等に関して適切な提案となっているか。		
イ 自治会や子ども会など地域の関連団体と県内児童館等との連携イベントの関係を促進する提案となっているか。		
⑤ そのほか、児童の健全育成を図るために必要な事業		
ア 企業や団体、大学、地域の自治会、青少年の育成に関係する団体等による自発的取組が展開されるような指導と、子どもの健全な育ちを支援するネットワークづくり、地域社会づくりに取り組む提案となっているか。		
⑥ 「児童健全育成拠点事業」の実施		
ア 移動児童館、地域協働事業、県内児童館とのネットワーク強化事業を、効果的、効率的に取り組む内容となっているか。		
⑦ 「家庭の日」等の事業へ協力		
ア 「家庭の日」の一層の浸透を図るための事業の提案はあるか。		
⑧ 利用者増加にかかる方策		

185点

169.4点

審査基準	県が求めた水準(主なもの)	配点	主な提案内容	
			公益財団法人 三重こどもわかかの育成財団	
<p>ア こどもの城の利用者を増加させる、現実的な方策が提案されているか。</p> <p>⑨ こどもの城の利用料金の収入に関する業務</p> <p>ア 利用料金の考え方、料金收受の方法が示されているか。また、サービス向上や利用者の増加につながる料金設定となっているか。</p> <p>⑩ 施設の利用時間・休館日</p> <p>ア 施設の利用時間や休館日の設定等は、利用者の利便性、安全性及び施設運営の効率性を考慮したものになっているか。</p> <p>⑪ 来館者等に対するサービス向上につながる独自の提案</p> <p>ア こどもの城の機能を十分に活用し、利用者等に対するサービス向上につながるような提案となっているか。</p>			<p>・毎月、第3日曜日に家族で交流できる無料イベントを実施します。</p> <p>・新規利用者開拓のため、速報性の高いSNS等を利用し、情報の発信等様々な広報媒体の活用を図ります。 また、平日の保護者の居場所づくりを意識した事業、学校、旅行会社等に働きかけ、平日の利用団体を増やします。</p> <p>・リピーターを確保するため、各コーナーや各イベントでのアンケートの実施により、利用者のニーズを把握し、いつ来ても飽きさせない新しいメニューや定期講座形式のプログラムを提供します。また、団体利用を確保するため、継続的にメニューを改善します。</p> <p>・休館日については、事前に定めた基準以外の場合であっても、必要に応じて三重県と協議を行います。</p>	
<p>3 事業計画の内容が、みえこどもの城の適切な維持管理を図ることができるものであること</p> <p>① 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法</p> <p>ア 維持管理業務は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものか。</p> <p>イ 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組(コスト縮減・省エネ対策・老朽化対策等)は提案されているか。</p> <p>② 利用者の安全確保策、事故防止策、感染症対策、危険箇所等の早期発見及びその措置</p> <p>ア 利用者の安全確保、事故防止策は、具体的で効果的なものか。</p> <p>イ 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は、適切な提案となっているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか。</p> <p>ウ 感染症防止対策、衛生管理業務の取組は適切な提案となっているか。</p> <p>③ 緊急時・事故発生時の対応等危機管理体制</p> <p>ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は、適切な提案となっているか。</p> <p>イ 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか。</p> <p>④ 個人情報保護</p>	<p>・関係する諸法令を遵守し、施設等を良好に維持管理してください。</p> <p>・適正かつ効果的、効率的な施設管理を実施してください。</p> <p>・実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。業務委託による場合には、再委託先が免許等を有していることが必要です。</p> <p>・危機管理体制を構築し、危機管理マニュアルを作成してください。</p> <p>・感染症等の発生に備えた対応方針を決めてください。</p> <p>・避難訓練を実施し、職員に対して危機に関する研修等を実施してください。</p> <p>・個人情報保護を適正に行ってください。従業員への教育等も行ってください。</p> <p>・情報公開に関する規定を整備したり、従業員への教育等も行ってください。</p> <p>・人権尊重社会の実現、ダイバーシティ社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動などの県が推進する施策に協力してください。</p>	80点	<p>・施設の適切な維持管理は、みえこどもの城のサービス提供において基盤となるものであり、利用者の皆さんの安全・安心が確保され、施設の機能が十分に発揮されることがよりよい運営や事業実施に不可欠であると考えています。 このため、みえこどもの城の指定管理者として培ってきた管理運営のノウハウを活かし、新たに「持続可能な開発目標(以下「SDGs」という)の視点を踏まえながら、利用者および関係者、職員が最適な状況で利用できる維持管理を行っていきます。 これらに加えて、指定管理対象施設等の不具合の未然防止、早期発見、早期対応及び修繕・改修等の必要な箇所の把握のため、職員及び委託先事業者による日常点検及び対応を行うとともに、法令に基づく建物及び設備、機器等の定期点検等は事業者の専門性を活かして的確に実施します。</p> <p>ア 施設整備の維持管理に係る県への提案と県と密接な情報共有を行います。 イ 環境に配慮した適切な維持管理を行います。 ウ 職員と専門性を持つ事業者が連携して適切な維持管理を行います。</p> <p>・利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見及びその措置については、利用者が安全・安心にみえこどもの城を利用できる体制を整え実施します。 ○施設整備、維持管理に係る専門性を持つ事業者との委託契約 ○職員等による毎朝の始業前点検の実施 ○危機管理マニュアル、不審者対応マニュアルの作成、周知 ○避難訓練の実施 ○自然災害、熱中症やケガなどの健康被害、犯罪予防、火災等発生時の職員体制づくり ○関係機関への連絡体制 ○新型コロナウイルス感染症等の感染症防止対策の実施 ○新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止及び再発防止の取組</p> <p>・県の個人情報保護条例を遵守し、財団が定める実施要綱により取扱いを徹底します。 ・特定個人情報については、財団が定める取扱要綱に基づき、責任者を定め、適切に運用を行い、セキュリティ対策としてウイルス対策も行います。</p>	71.6点

審査基準		県が求めた水準(主なもの)	配点	主な提案内容 公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	
ア 個人情報保護を適正に行う体制がとられているか。従業員への教育、研修方法は適切な提案となっているか。	⑤ 情報公開			情報公開について ・情報公開については、実施要領を策定済みであり、関係法令の遵守、諸活動の説明責任、職員への研修、適切な手続きによる公開などを適切に対応します。	
ア 情報公開を積極的に行う体制がとられているか。従業員への教育、研修方法は適切な提案となっているか。				・県の施策やその動向について、組織・職員として理解を深め、組織的な取組として実践するほか、みえこどもの城において実施する事業の中で子どもや家族の理解促進を図ります。	
⑥ 県が推進する施策に準拠する管理運営					
ア 少子化対策の推進、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策、障害者就労施設等からの優先的な調達など、県の施策に配慮した提案となっているか。					
4 事業計画の内容が、みえこどもの城の施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること	① 収支計画の積算の考え方	指定期間中に支払う指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。 指定管理料の額681,420千円以内 (5年間、消費税及び地方消費税を含む。) (内訳)各年度の指定管理料の概算 令和3年度 136,284千円 令和4年度 136,284千円 令和5年度 136,284千円 令和6年度 136,284千円 令和7年度 136,284千円	50点	・来館者のニーズに合ったサービスの企画などにより、利用料収入を確保します。 ・人件費については従来からかなり抑制してきたものの、各事業の展開を実施できるクリエイティブな能力と個々の作業ベースに対応できる能力を持つ優秀な人材の確保が必要です。今後は、外注との比較や処遇の担保、職員構成等を考慮しながら適正な水準を確保する必要があります。 ・光熱水費は節減の効果が大きい経費であり、適切な使用を踏まえて取り組みます。 ・経費の支出にあたっては、限られた経費を有効かつ効果的に支出できる方策を検討します。	42.8点
ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか。	② コスト削減の考え方				
イ 提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか。	ア 県費負担削減につながっているか。				
イ 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか。					
5 指定を受けようとする者が事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること	① 組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、みえこどもの城の設置目的をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体です。	55点	・業務執行体制は、事務局長兼総務・子ども若者育成事業部長(1名)、こどもの城事業部長兼副館長(1名)、総務・子ども若者育成G(4名)、こどもの城運営G(9名)、連携推進G(6名) ・サービス利用者・来館者(顧客)、事業協力・協働の相手先(パートナー)、職員の成長という大きく3つの側面から人材能力をとらえています。 ○職員の対応力がみえこどもの城のサービスを決定する ○協力企業、関係団体、ボランティアグループへの説明能力の研鑽を行うことで、みえこどもの城で実施するイベント、事業の目的、目標を共有する ○職員が仕事を通じて成長していけるようにバックアップする	48.6点
② 業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション	ア 提案事業の内容が実行できる人員配置、勤務体制となっているか。				
③ 職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか。				
④ これまでの児童健全育成に関する実績	ア これまでに、児童健全育成に関する十分な取組内容等があるか。				

審査基準	県が求めた水準(主なもの)	配点	主な提案内容	
			公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	
⑤ 持続的・安定的に経営できる財政的基盤				
ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか。				
総合審査結果		410点		370.4点

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	三重県松阪市立野町1291番地 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 理事長 福田圭司			
選定委員会の講評	<p>選定委員会において審査を行った結果、次の理由により公益財団法人三重こどもわかもの育成財団が指定管理候補者として相応しいと判断しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みえこどもの城の特性や目的、役割を十分に理解したうえで、これまでの管理運営の経験で培ったノウハウやスキルを生かしつつ成果目標ごとに細かなモニタリング指標を定めているところが評価できる。 ・新たな連携先を含め、多様な主体と連携・協働して地域のネットワークの拠点としての活動に期待できる。 ・限られた収入の中で実現可能な収支計画を作成し、継続的・安定的な運営が期待できる。 <p>なお、以下について配慮されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策については緊急時の初動体制が確保できるよう研修等で人材育成を行い、日頃から高い意識をもって取り組むこと。 			

提案内容及び審査の概要

三重県母子・父子福祉センター

審査基準	県が求めた水準(主なもの)	配点	主な提案内容	
			一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	
<p>1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること</p> <p>① 管理運営の総合的な基本方針</p> <p>ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか</p> <p>イ 施設の特性や業務内容を理解しているか</p> <p>ウ 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか</p> <p>② 成果目標と自己評価</p> <p>ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか</p> <p>イ 自己評価の体制及び基準は、確立されているか</p> <p>③ 企業(団体)の社会的責任</p> <p>ア 企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷削減に関する取組)への対応は適切か</p>	<p>母子・父子福祉センターは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する施設として、母子家庭等に対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行うなど母子家庭等の福祉を総合的に増進するため設置されたものです。</p> <p>母子家庭等の就業と子育てを取り巻く環境は、新型コロナウイルスの影響等もあり厳しさを増しており、一方社会経済情勢の先行きには不透明感がある中で、母子家庭等の生活の安定、自立を促進する上で、就業支援、相談支援、生活支援等を総合的に行う必要がありますので、その中心的役割を果たしてください。</p> <p>県が進める次世代育成支援等の諸施策に協力いただくとともに、母子・父子福祉センターの管理運営にあたっては、関係諸法令を遵守してください。</p> <p>県が求める成果目標は、次のとおりです。(すべて毎年度ごと)</p> <p>ア ひとり親家庭情報交換会開催回数:5回 イ 就業実績:就業実績/求職件数≧80% ウ 相談(就業・生活等)件数:340件 エ 就業支援講習会参加者数:100人 オ 母子・父子自立支援員研修回数:3回</p>	45点	<p>一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会は、ひとり親家庭等の福祉向上を目的とした福祉団体で、設立70余年の歴史を誇っており、会が持つ知識や永年培った豊富な経験等を有効的・効果的に活用することにより、母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮し、もってひとり親家庭等へのサービス向上及び経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与できるものと考えます。</p> <p>・指定期間を通じて達成すべき成果目標は、次のとおりです。 ア ひとり親家庭情報交換会開催回数:5回 イ 就業実績:就業実績/求職件数≧80% ウ 相談(就業・生活等)件数:340件 エ 就業支援講習会参加者数:100人 オ 母子・父子自立支援員研修回数:3回</p> <p>・毎年度、成果目標に対する実施方法の検討を行った上で自己評価を実施し、実施後に「成果目標に対する実績」を表して自己評価します。次年度については、施設利用者アンケートも参考にしながら、「今後の取組方針」の見直し並びに「成果目標」につなげていきます。</p> <p>・常に清潔な管理を目指し、職員にも周知徹底を図り、グリーン購入や電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進等、省エネ等環境負荷の軽減に努めます。</p>	42.0点
<p>2 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの適切な維持管理を図ることができるものであること</p> <p>① 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法</p> <p>ア 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか</p> <p>② 利用者の安全確保策、事故防止策及びその措置</p> <p>ア 利用者の安全確保、事故防止策は、具体的に効果的なものか</p> <p>③ 緊急時・事故発生時の対応等危機管理体制</p> <p>ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は、適切な提案がなされているか</p> <p>④ 個人情報保護、情報公開</p> <p>ア 個人情報保護、情報公開を積極的にを行う体制がとられているか。職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p> <p>⑤ 県が推進する施策に準拠する管理運営</p> <p>ア 少子化対策の推進、人権尊重社会の実現、ダイバーシティ社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策、障害者就労施設等からの優先的な調達など、県の施策に配慮した提案となっているか</p>	<p>センターの維持管理については、法令等の定めるところにより、適切かつ効果的、効率的な施設管理を実施してください。</p> <p>感染症の発生状況について情報収集し、予防に努めてください。感染症の発生や疑いがある場合は、県、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防いでください。</p> <p>感染症等の発生時の対応については、県や保健所との連携のもと、あらかじめ対応方針を決めてください。</p> <p>個人情報保護を適切に実施してください。情報公開に関する規定を整備する等、情報公開に対応してください。</p> <p>県が推進する持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動等の諸施策にご協力ください。</p>	30点	<p>・母子・父子福祉センターは、三重県社会福祉会館内にあり、入居団体の一員として施設の清潔な維持や省エネ運用等環境負荷の軽減等、適正な管理に努めるとともに、他の入居団体とも良好な関係を維持しながら運営していきます。</p> <p>・開館時間は、平日の9時から17時まで及び第1・第3日曜日の9時から17時までとし、資料等実費相当額が必要な場合を除き、利用料金は無料とします。</p> <p>・人権が尊重される社会づくり、あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進等、県が推進する施策に配慮した管理運営を行います。</p> <p>・三重県母子・父子福祉センター条例を始めとする関係法令を遵守し、センターの適切な管理に努めます。</p> <p>・暴力団等による不当介入を断固として拒否するとともに、不当介入及び妨害を受けた場合には警察に通報するなど適切な対応に努めます。</p> <p>・「三重県母子・父子福祉センター危機管理マニュアル」に基づき、施設の状況を日々点検し、不具合箇所の早期発見を行い、最適な状態で利用できるように努めます。</p> <p>・緊急時、事故発生時には「三重県母子・父子福祉センター危機管理実施手順」に基づき対応し、センター利用者の安全確保に努めます。</p> <p>・三重県個人情報保護条例を遵守するとともに、会が策定した個人情報保護取扱要領に基づき、個人情報適切に保護されるよう配慮し、センターの管理に関して知り得た情報を漏らしたり、又は不当な目的には使用しません。</p> <p>・三重県情報公開条例の趣旨の通り、センターの管理に関して保有する情報について、積極的に公開するように努めます。職員への教育、研修については、県が行う研修等に積極的に参加させ、知識習得に努めます。</p> <p>・県が推進する施策を推進するため、関係課等から情報を得ながら、県の施策に沿う事業になっているかを常にチェックしながら事業展開を図るように努めます。</p>	24.0点

審査基準	県が求めた水準(主なもの)	配点	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会
3 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること	児童をひとりで養育していることから発生する、生活面での相談、法律面での相談など専門的な相談にも対応できる体制としてください。		各種相談に応じます。親権や養育費、金銭の貸借等、法律的な問題については、弁護士による法律相談を実施します。
母子家庭等就業・自立支援センター等に関する業務	就業率向上につながるよう支援を行ってください。就業相談は第1、第3日曜日にも実施してください。センターを利用しやすいよう、利用者の子どもに対して必要な保育を実施するなどの支援を行ってください。		ひとり親家庭の親等又はその子女が行う事業に関し、その経営に必要な相談に応じるとともに、資格取得のための講習会としてパソコン(ワード、エクセル)、初級簿記講座等について養成機関が実施する講座にひとり親家庭等の枠を設け、技能習得させます。
① 母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応ずる事業	母子家庭等の生活の向上を図るため、定期的に講習会や講演会、親同士の交流の場を開催してください。また、ひとり親支援を行うNPO団体などを含む交流の場も設けてください。	140点	無料職業紹介所を通じて職業紹介を行います。
ア 実現可能で、利用者のニーズに対応するための効果的な提案がなされているか	母子・父子自立支援員の資質向上を図るため、定期的な時勢を反映した内容の研修会を開催してください。		地元企業への訪問活動や情報収集等を行い、ひとり親家庭等に対して求人開拓できる就業相談員を配置します。
② 母子家庭等に対し、生業を指導し、又は技能を習得させる事業	上記のほか、母子家庭等の福祉を向上させるために必要な事業を行ってください。		就労につながる資格取得の情報等を収集してホームページに掲載するとともに、求職登録者に携帯メール等を利用して情報提供を行います。
ア 実現可能で、経済的な自立促進につながる効果的な提案がなされているか			利用者が気兼ねなくセンターを利用できるように、子どもの保育を行います。
③ 母子家庭等に対し、求人の開拓を行うなど、就業を支援する事業			ひとり親家庭の親の教養を高めるため、文化教養講習会や親子料理教室を開催するとともに、情報交換会を開催します。
ア 実現可能で、就業率の向上につながる効果的な提案がなされているか			①文化教養講習会 ひとり親家庭の親に外出させ、親同士の交流や教養を身につけさせることで、日頃仕事や育児等で生活に追われている親に潤いを感じていただきます。
④ センター利用者の支援に関する事業(保育の実施等)			内容: 午前 車座又は膝を付き合わせた形の親同士の交流 午後 教養講座、自然観察、メイク講習、着付け教室、パーソナルカラー、絵手紙、パッチワーク等
ア 実現可能で、利用者の利便性を向上させるための効果的な提案がなされているか			②ひとり親家庭親子料理教室 ひとり親家庭の母子又は父子の親子のふれあいと、ひとり親家庭の交流を図ります。
ひとり親家庭情報交換会に関する業務			内容: 作り方の講習と、習ったことを実習していただき、家庭のレシピに加えていただきます。
⑤ 母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会等を開催する事業			母子・父子自立支援員の資質向上を図るため、県のひとり親に関する施策の説明や、公証人や弁護士等による研修会を年間3回開催します。
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか			寡婦によるひとり親家庭の父母支援対策を実施します。
イ NPO団体などとの交流に係る提案がなされているか			ひとり親家庭の父母とその親との同居は少なく、ひとり親家庭の父母自体の「親子の絆」が希薄になっており、それに加えて生活苦が一層問題を複雑にし、子どもにも大きな影響を及ぼしていると考えられます。また、ひとり親家庭の中には、生活に追われ、市町の広報誌を入手できない人や入手できても見ない人がおり、それらの人々に有益な情報をいかにして確実に届けるかを課題として捉えています。寡婦は、ひとり親家庭の悩みを人一倍身近に感じていることから、世代間の溝を埋める意味でも寡婦を活用した「ひとり親家庭困りごと相談」事業を実施します。
母子・父子自立支援員研修業務			
⑥ 母子・父子自立支援員の資質向上を図るための研修会を開催する事業			
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか			
⑦ 前各号に掲げるもののほか、母子・父子福祉センターの効用を最大限発揮するために必要な事業			
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか			

123.2点

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
			一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	
4 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること	指定期間中に支払う指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。(5年間、消費税及び地方消費税を含む。) なお、各年度において県が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。	40点	・提案した事業は、事業内容に応じて個々に経費を積み上げ、収支バランスをとった積算を行っています。実施段階においては、さらに無駄を省き、最大の効果が得られるように努めます。	35.2点
① 収支計画の積算の考え方	指定管理料の額 66,205千円以内 令和3年度 13,241千円 令和4年度 13,241千円 令和5年度 13,241千円 令和6年度 13,241千円 令和7年度 13,241千円		・事業の計画段階で、県や市町での母子寡婦福祉団体の会議等を通じてひとり親家庭等の直近のニーズの把握ができ、実施にあたっては、これらの会議等を通じ広報周知を図り、会員の労力提供等を受けるなどにより、コスト削減に取り組みます。	
ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか			指定管理料総額 66,205千円 令和3年度 13,241千円 令和4年度 13,241千円 令和5年度 13,241千円 令和6年度 13,241千円 令和7年度 13,241千円	
イ 提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか				
② コスト削減の考え方				
ア 県費負担削減につながっているか				
イ 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化施策が提案されているか				
5 指定を受けようとする者が事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること	指定期間中、安全円滑に施設を管理し、母子・父子福祉センターの設置目的をより効果的・効率的に達成することができる法人その他の団体を申請資格を有する者とします。	45点	・センター業務に従事する職員は、センター長である理事長を含め4人で、常用雇用3人、非常勤1名で、勤務年数は3～7年です。職員の資質はいずれも高く、効率よく業務を遂行することにより、最少人数で安定した管理を行います。	40.4点
① 組織及び人員の確保、職員の雇用形態等			・業務に役立つと判断される研修等については職員を積極的に参加させ、業務遂行に役立てます。	
ア 事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか			・連合会設立以降、生計維持困難な母子家庭等に対する貸付金事業(社会福祉法第2条第2項第7号に規定する第1種社会福祉事業)等、様々なひとり親家庭等への支援事業を展開しています。また、平成19年2月に厚生労働省から職業紹介所の事業認可を受け無料職業紹介を行っており、これまで多くの方の就職につなげています。	
② 職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等			・経費節減に努めるとともに、ひとり親家庭に声かけを行い、会員を増加させ、持続的で安定的な経営基盤を確立させたいと考えています。	
ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか				
③ これまでのひとり親家庭等への支援に関する実績				
ア これまでに、ひとり親家庭等への支援に関する十分な取組内容等があるか				
④ 持続的・安定的に経営できる財政的基盤				
ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか				
総合審査結果		300点		264.8点

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	津市桜橋二丁目131番地 一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 北野 好美
選定委員会の講評	選定委員会において審査を行った結果、次の理由により一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会が指定管理候補者として相応しいと判断した。 ・三重県母子・父子福祉センターの業務として必要かつ実現可能な提案内容であること ・母子家庭等への支援について豊富な実績があり、安定的な運営が期待できること。 なお、以下の点について注力するよう配慮されたい。 ・これまで行ってきた良い取組を今後も継続いただきたいが、事業の周知については、若い世代にも伝わりやすい周知方法を検討すること。 ・相談業務等にはこれまで培った経験を活かして丁寧に取り組んでいるが、時代の変化にも対応できるように人材育成に取り組むこと。 ・感染症対策や危機管理対策については、引き続き適切に取り組むこと。

提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容 社会福祉法人三重県厚生事業団	
<p>1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること</p> <p>① 総合的な基本方針</p> <p>ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか</p> <p>イ 施設の特長や業務内容を理解しているか</p> <p>ウ 指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか</p> <p>② 成果目標と自己評価</p> <p>ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか</p> <p>イ 自己評価の体制及び基準は確立されているか</p> <p>③ 企業（団体）の社会的責任</p> <p>ア 企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、グリーン購入や省エネ等環境管理への対応は適切か</p>	<p>1 施設運営の基本的な方向性（運営方針）</p> <p>(1) 施設運営の基本的な方向性 県の障がい者施策の基本的方向を定めた「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざし、総合福祉センターでは、訓練や障がい者スポーツの推進などを通じて、身体障がい者の自立と社会参加のための支援等の中心的役割を担うものとします。</p> <p>(2) 運営方針 ア 多様な障害福祉サービス等を提供する施設の特徴を活かし、障がい者の多様なニーズに応じたリハビリテーションを提供することで、早期の地域生活への移行及び地域生活の支援を行います。 イ 質の高いリハビリテーションサービスの提供に加え、障がい者の自己決定を尊重し、障がい者が持つ本来の力を発揮できるよう、社会のあらゆる活動に参加できるための支援を行います。 ウ 総合福祉センターで培ったノウハウを県内全域に普及するとともに、積極的に地域との連携を図ります。</p> <p>2 指定期間を通じて達成すべき成果目標</p> <p>ア 日中活動系サービス利用率 毎年度 80% イ リハビリテーションの実施件数 毎年度 5,300 件 ウ 三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数 毎年度 3,500 人 ※令和3年度は、三重県障がい者スポーツ大会（バレーボール（精神障害の部））・ふれあいスポレク祭参加人数 1,790 人 エ 福祉用具相談指導件数 毎年度 350 件</p>	<p>15点</p>	<p>1 総合的な基本方針について 障がい者の権利を守るための取組が進み、障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりが必要となっており、当法人はこうした地域福祉の流れに対応するため、下記の基本理念に沿って、より効率的で質の高いサービスを提供できる身体障害者総合福祉センターの運営に取り組み、新しい福祉社会づくりに貢献することをめざします。 〈基本理念〉 ① 利用者が、個人の尊厳を保持しつつ自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援します。 ② 利用者のニーズと適性に応じた良質で多様なサービスを提供します。 ③ 地域の福祉ニーズに応えるため、地域における公益的な活動に取り組みます。 ④ サービスの提供を安定的・持続的に行っていくため、健全な経営を行います。</p> <p>2 成果目標と自己評価 下記の数値目標を掲げ、法人基本理念の実現をはかるため、バランススコアカードによる戦略的経営を行います。 財務の視点、顧客の視点、内部プロセスの視点、学習と成長の視点という4つの視点ごとに「目標」「業績評価指標」を設定し、PDCAサイクルで半期ごとに業務の見直しを行います。 ① 日中活動系サービス利用率 80% ② リハビリテーションの実施件数 5,300 件 ③ 三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数 3,500 名（令和3年度は1,790 名） ④ 福祉用具相談指導件数 350 件 ⑤ 地域生活移行率（地域生活移行者数/退所者数） 50%</p>	<p>11.9 点</p>
<p>2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること</p> <p>① 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設に関する業務</p> <p>ア 施設の業務基準を達成しているものであるか</p> <p>イ 施設の専門性を維持又は発揮している提案であるか</p> <p>ウ 施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案され</p>	<p>1 総合福祉センターの事業の実施に関する業務</p> <p>ア 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設に関する業務</p> <p>① 施設入所支援【入所定員40名】 ② 日中活動支援【定員60名】 a 自立訓練（機能訓練） b 自立訓練（生活訓練） c 就労移行支援 d 生活介護 ③ 短期入所事業【併設型定員2名、空床型】</p> <p>イ 身体障害者福祉センターA型に関する業務</p> <p>① 各種相談の実施 ② リハビリテーションの実施 a 在宅障がい者に対する外来通院リハビリテーション b 在宅の要介護者、要支援者に対する居宅サービ</p>	<p>40点</p>	<p>1 総合福祉センター事業に関する事項 障害者支援施設と身体障害者福祉センターA型のもつ機能をより有機的に連携させ、利用者の方々の利便性を向上させます。 ア 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設に関する業務 障害者支援施設では、肢体等に障がいのある方に、一人ひとりのニーズに合わせてリハビリテーションを行い、社会の一員として積極的に社会参加を果たせるよう支援します。 機能回復を目的とした「医学的リハビリテーション」、社会生活力向上のための「社会リハビリテーション」、復職や新規就労を目的とした「職業リハビリテーション」を実施します。リハビリテーションの内容は一人ひとりのニーズに合わせて、個別支援計画に基づき決定しています。支援スタッフとしてサービス管理責任者、生活支援員、就労支援員等をはじめ、施設医、看護師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士を配置し、チームで支援をしていきます。 イ 身体障害者福祉センターA型に関する業務 身体障害者福祉センターA型は、各種相談の実施、リハビリテーションの実施、障がい者スポーツの推進、宿泊室の運営等を実施する施設となっています。当法人は、特に障がい者スポーツとリハビリテーションの分野では先駆的役割を果たし、ノウハウ、機関・人材ネットワークを構築してきました。医療・福祉が連携を強化し、利用者の方々からの多様なニーズに端的にこたえられる事業展開を</p>	<p>30.7 点</p>

審査基準	県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容 社会福祉法人三重県厚生事業団	
<p>ているか</p> <p>② 身体障害者福祉センターA型に関する業務</p> <p>ア 施設の業務基準を達成しているものであるか</p> <p>イ 施設の専門性を維持又は発揮している提案であるか</p> <p>ウ 施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか</p> <p>③ 利用料金の設定や料金の收受方法、減免等</p> <p>ア 利用料金の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか</p> <p>④ 総合福祉センターの利用増大策、施設稼働率向上策</p> <p>ア 施設の稼働率などを高めるための具体的な工夫がなされるなどの施設の利用を促進する方針がとられているか</p> <p>⑤ 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映</p> <p>ア 利用者の声の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか</p> <p>⑥ 施設の機能を活用した障がい者の地域生活を支える独自の提案</p> <p>ア 施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか</p>	<p>ス事業の実施</p> <p>③ 障がい者スポーツの推進</p> <p>a 障がい者スポーツ指導員の養成</p> <p>b 障がい者スポーツ教室の開催</p> <p>c 運動施設（グラウンド・テニスコート等）の運営管理</p> <p>d 全国障害者スポーツ大会への選手派遣業務</p> <p>e 三重県障がい者スポーツ大会・スポレク祭の開催業務</p> <p>④ 宿泊室の運営</p> <p>⑤ リフトバスの有効活用等</p> <p>⑥ 福祉用具製品化支援事業の実施</p> <p>a みえテクノエイドセンターの運営</p> <p>b 「みえ福祉用具フォーラム」の開催</p> <p>c 中間ユーザー対象の研修会の開催</p> <p>d 福祉用具展示室の運営</p> <p>e 福祉用具に関する相談支援、データベース化</p> <p>f 福祉用具に関する普及・啓発</p> <p>g みえ福祉用具アイデアコンクールの開催</p> <p>h ホームページの随時更新</p> <p>i 自助具の製作</p> <p>⑦ 総合福祉センター全体の普及啓発</p> <p>⑧ 実習生及びボランティアの受入れ</p> <p>2 総合福祉センターの利用料金の收受等に関する業務</p> <p>ア 利用料金の額は条例に定める範囲内で知事の承認を受けて定めてください。</p> <p>イ 利用料金の收受に関する規程を整備してください。また、利用者サービス向上の観点から指定管理者が必要と認める場合は、後納、減免、返還等についても規程を整備してください。</p> <p>3 利用促進に関する事項</p> <p>ア 利用者を増加させる方策を検討してください。</p> <p>イ 施設稼働率の向上に努めてください。</p>	<p>20点</p>	<p>図ります。</p> <p>2 利用料金の設定や料金の收受方法、減免等について 利用料金は、三重県身体障害者総合福祉センター条例に則り、下記のとおり運営します。 ・運動施設の利用料金は、条例どおりとしますが、障がいのある方が利用する場合は、無料とします。 ・宿泊室は、身体障害者総合福祉センターにおいて、診療、処置等を受ける方とその付き添いの方を対象とし、利用料金は条例どおり600円/日とします。 ・利用については、身体障害者総合福祉センター窓口にて申込書を記入の上、利用料金を前納していただきます。</p> <p>3 総合福祉センターの利用増大策、施設稼働率向上策について 総合福祉センターの利用増大、施設稼働率向上を図るため、以下の策を実施します。 ・広報活動 ホームページやパンフレットなどを定期的に更新し、積極的な広報に努めます。 ・プログラム 毎年プログラムを見直し、魅力のあるプログラム提供に努めます。 ・関係機関との連携 医療機関など関係機関と連携し、切れ目のない医療・福祉サービスの提供に努めます。</p> <p>4 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映に関する方策について ご利用の皆さまのご意見・ご要望を把握するために、半期ごとの利用者アンケートを実施します。利用者アンケートの結果は施設運営会議等で管理職が把握し、対応を検討するとともに、回答をグラフ化し、職員全員でご意見・ご要望の内容を共有します。</p> <p>5 施設の機能を活かした障がい者の地域生活を支える独自の提案について 復職や新規就労を目指す利用者に対し、情報訓練において職業指導員を配置し、文書作成や表計算の処理技能の習得や向上を目指しています。また、障がいのある方が利用しやすい運動施設があることから、障がいのある方の自立と社会参加の促進に寄与する障がい者スポーツの拠点となっています。</p>	
<p>3 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること</p> <p>① 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法</p> <p>ア 維持管理業務は管理基準を達成し、現在の維持レベルを保つものであるか</p> <p>イ 施設の維持管理に係る</p>	<p>1 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務</p> <p>ア 関連する法令等を遵守し、施設等を良好に維持管理してください。</p> <p>イ 利用者の安全確保、事故防止対策を講じてください。</p> <p>ウ 危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見した場合には迅速に適切な措置を講じてください。</p>	<p>20点</p>	<p>1 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法について 修繕箇所の早期発見と改修等、施設の適切な維持管理を行います。また、施設の維持管理を効率的に実施するために、食品管理などの衛生面（食中毒対策など）、安全対策（火気取扱いなど）、清潔な施設維持など一部の業務について外部委託を実施し、専門業者によるより精度の高い施設管理を行います。なお、業者の選定にあたっては競争入札などを行うとともに、委託業務の履行について随時点検します。</p> <p>2 緊急時・事故発生時の対応等危機管理対策について 利用者の安全確保・事故防止のためのマニュアルを現況に合わせて随時更新していくとともに、万が一事故が起きた際には、「事故報告書」などにより速やかに情報を共有し、対応します。</p>	<p>15.5点</p>

審査基準	県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容 社会福祉法人三重県厚生事業団
<p>効率的で安定的な取組は提案されているか</p> <p>② 利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見策、感染防止対策等</p> <p>ア 利用者の安全確保、事故防止策は具体的に効果的なものか</p> <p>イ 危険箇所・破損箇所・不要箇所の発見やその対処は適切な提案がなされているか</p> <p>ウ 感染防止対策・衛生管理の取組は具体的に効果的なものか</p> <p>③ 緊急時・事故発生時の対応等危機管理</p> <p>ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか</p> <p>④ 個人情報保護、情報公開</p> <p>ア 個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p> <p>⑤ 県が推進する施策に準拠する管理運営</p> <p>ア 障がいを理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、ユニバーサルデザイン、少子化対策、次世代育成、人権尊重、男女共同参画など、県の諸施策に配慮した提案となっているか</p>	<p>エ 実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。また、業務委託による場合は、再委託先が必ず免許等を有していることが必要です。</p> <p>オ 維持管理及び修繕を行うにあたっては、利用者の妨げにならないように配慮してください。</p> <p>カ 施設・設備に不具合が発生した場合に、迅速かつ的確な措置を講じることができる組織体制を確保してください。</p> <p>2 危機管理に関する事項</p> <p>ア 災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成してください。</p> <p>イ 危機管理に関する職員研修を行うとともに、緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検してください。</p> <p>3 衛生管理に関する事項</p> <p>ア 感染症等の発生状況について情報収集し、予防に努めてください。</p> <p>イ 感染症等の発生や疑いがある場合は、県、保健所等に連絡し、2次感染を防ぐため必要な措置を講じてください。</p> <p>ウ 感染症等の発生時の対応については、県や保健所との連携のもと、あらかじめ対応方針を決めてください。</p> <p>エ 臨時に休館しなければならないと判断する場合は、県と協議のうえで実施し、関係機関に連絡してください。</p> <p>オ 食品を扱う場合は、食中毒、食物アレルギーの予防に努めてください。</p> <p>4 管理を通じて取得した個人情報の取扱い等</p> <p>ア 指定管理者は、三重県個人情報保護条例を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、総合福祉センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。</p> <p>イ 指定管理者は、三重県情報公開条例の趣旨にのっとり、総合福祉センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。</p> <p>5 県施策への協力</p> <p>障がいを理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、ユニバーサルデザインのまちづくり、少子化対策、次世代育成支援、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、地震防災対策等の県が推進する施策につい</p>		<p>3 利用者の感染防止対策について</p> <p>感染症については、事業継続の観点からガイドラインやマニュアルに基づき、利用者及び職員の健康管理や感染防止対策を行っています。職員や来館者に対し、マスク着用や検温を実施し、出入口への手指消毒液の設置、定期的な換気、三密の回避など、感染防止のための取組を行っています。手すりや車いす、ロビーのテーブルや椅子などの館内共有部分の消毒を実施するとともに、貸館についても使用後の消毒を行っています。</p> <p>また、セミナーや研修開催時は県基準に従って開催し、オンラインによる会議や研修の実施など、工夫した取組を実施します。万が一感染者が生じた場合は、マニュアルに従って適正に対応します。</p> <p>4 個人情報保護、情報公開について</p> <p>事業活動において取得した個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」及び「県個人情報保護条例」に則り、「個人情報保護実施要領」等を定めています。</p> <p>また、管理文書の開示等、情報公開については、「県情報公開条例」に則り、「情報公開実施要領」等を定め、適正に運用するとともに、管理文書開示制度運用状況を県へ報告します。</p> <p>5 県が推進する施策への配慮について</p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」により、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を徹底します。また、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の掲示、チラシの設置などにより、同条例の利用者、来館者への周知、職員の意識の向上に努めます。</p> <p>そのほか、障害者就労施設等からの優先的な調達、ユニバーサルデザインのまちづくり等、県が推進する施策に配慮します。</p>

審査基準	県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容	
			社会福祉法人三重県厚生事業団	
	て、その趣旨を理解し、率先して取組を進めること。			
4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること	1 指定管理に係る指定管理料 県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）の総額は、次に示す額を上限とします。 なお、各年度において県が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。 指定管理料の額 741,285千円以内（5年間） （内訳）各年度における指定管理料概算額 令和3年度 148,257千円 令和4年度 148,257千円 令和5年度 148,257千円 令和6年度 148,257千円 令和7年度 148,257千円	15点	1 収支計画の積算の考え方について ＜利用料収入の考え方＞ 自立支援給付費収益は日中活動系サービス利用率が80%に近かった令和元年度の収入額を基本に、毎年0.3%の増を見込みました。 ＜支出項目積算時に考慮した点＞ 人件費は定期昇給を見込み、毎年増加としました。人件費の毎年の増額は、自立支援給付費収益の努力増、及び事務消耗品をはじめとする事務費支出の節減などで対応します。 2 コスト削減の考え方について 各種契約プランの見直しや冷暖房のための燃料使用量を過年度の同月と比較するなど、コスト削減を意識した運営を行います。 3 収入確保に関する事項について 障害者支援施設の利用率向上を図ることにより、自立支援給付費収益を確保します。	10.8点
① 収支計画の考え方				
ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られ、十分実施できる収支計画となっているか				
② コスト削減の考え方				
ア 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか				
③ 収入確保に関する事項				
ア 収入確保につながるような独自の提案がなされているか				
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること	1 人員配置・組織等に関する事項 ア 人員配置等 ① 施設を効果的・効率的に管理運営できる組織体制、責任体制としてください。 ② 施設を効果的・効率的に管理運営できる人員配置、勤務体制としてください。 イ 人材育成 ① サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう、職員研修の定期的な開催や、福祉に関する研修への派遣などの人材育成を図ってください。 ② 公の施設の管理者として必要な人権研修等を行ってください。	10点	1 人員の確保、職員の雇用形態等について 働きやすい環境を整え、公正な組織運営に努め、効率的な業務遂行を図ります。 2 業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーションについて 勤務内容に応じ、必要な資格を有する職員を効果的に配置します。利用者ニーズへの対応が途切れることがないように、勤務シフトを工夫します。特に、障害者支援施設においては、人員基準に基づく他、夜勤対応を2名とするなど、適切な職員配置を行います。 3 職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画について 経営を継続的・安定的なものとしていくためには、基盤となる組織の活性化が不可欠であり、担い手である人材育成が重要です。研修体系を法人研修、職場研修、自己啓発の3つにわけて、計画的に実施していきます。 4 持続的・安定的に運営できる財政的基盤について 総合福祉センターを運営するにあたっては、バランススコアカードの戦略目標に「経営基盤の安定」を掲げ、施設稼働率の向上などの項目について数値目標を設定し、収入の安定を図ります。	7.9点
① 人員の確保、職員の雇用形態等				
ア 人員の確保、職員の資格、組織体制及び責任体制が効果的かつ適切なものとなっているか				
② 職員の配置、勤務ローテーション				
ア 人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか				
③ 職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画				
ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか				
④ 持続的・安定的に運営できる財政的基盤				
ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか				
総合審査結果		100点		76.8点

指定管理候補者とした団体の名称等

<p>団体の名称等</p>	<p>三重県津市一身田大古曾 670 番地 2 社会福祉法人三重県厚生事業団 理事長 井戸畑 真之</p>
<p>選定委員会の講評</p>	<p>選定委員会において審査を行った結果、次の理由により社会福祉法人三重県厚生事業団が指定管理候補者として相応しいと判断しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の自己実現やニーズに応じた多様なサービスの提供などを法人の基本理念としており、施設の運営方針を十分理解した運営が期待できる。 ・障害者支援施設及び身体障害者福祉センターA型としての事業を着実に実施するとともに、利用者のニーズに合わせたリハビリテーションや法人の持つノウハウ・ネットワークを生かした専門性の高いサービス提供など、施設の機能を発揮できる提案となっている。 ・管理及び事業の実施にあたる職員が高度な専門性を有しており、これまでの管理運営の経験で培ってきたノウハウやスキルを活かした効率的な施設運営、効果的な事業の実施が期待できる。 ・利用者の安全確保や事故防止について、対策委員会の設置やマニュアルの整備など具体的な対策が図られている。また、新たに対策が必要となった新型コロナウイルス感染症についてもしっかりとした対策が検討されており、利用者が安心して施設を利用できる提案となっている。 <p>なお、以下について配慮されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中核として積み上げてきたノウハウやネットワークを十分生かしながら、コロナ禍の状況においても適切に変化・対応することで、引き続き利用者のニーズに合わせたサービスの提供等に努められたい。

審査基準	県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容	
			社会福祉法人三重県視覚障害者協会	
<p>1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること</p> <p>① 公の施設としての管理運営の適正性</p> <p>ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか</p> <p>イ 施設の特性や業務内容を理解しているか</p> <p>ウ 指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか</p> <p>② 県民（利用者）の平等な利用の確保</p> <p>ア 利用者が偏ることなく、公平な利用を確保しているか</p>	<p>1 施設運営の基本的な方向性（運営方針）</p> <p>(1) 基本的な方向性 県の障がい者施策の基本的方向を定めた「みえ障がい者共生社会づくりプラン」では、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざしており、センターにおいては、点字図書館業務及び視覚障がい者の生活相談・生活訓練等の業務を行うほか、講習会・講演会等の場として、視覚障がい者を支援する点訳ボランティア等にも施設の提供を行い、視覚障がい者の自立と社会参加の推進を図ることとしています。</p> <p>(2) 運営方針</p> <p>① 視覚障がい者へ適切な情報提供を行うとともに、視覚障がい者の多様なニーズに応じた生活訓練等を実施します。</p> <p>② 視覚障がい者が気軽に生活・教育・就労等に関する相談ができ、日常生活用具の紹介や生活訓練についても適切に行えるような環境を整えます。</p> <p>2 公平な施設の供用 施設の供用にあたっては、県民の利用に関し公平性を確保してください。</p>	10点	<p>1 三重県視覚障害者支援センターの運営上の基本方針 三重県では「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の施行のもとで、障がい者施策の基本方針を「みえ障がい者共生社会づくりプラン」により示されています。そして、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指しておられます。</p> <p>三重県視覚障害者支援センターが三重県内に居住等をしている視覚に障がいがある方に対して、視覚に障がいのない方と同じように日常生活および社会生活を送ることができるように支援するための施設であることを深く認識し、次の本協会の経営方針のもと、視覚障がい者の自立と社会参加推進のため、適切な情報提供を行うとともに、多様なニーズに応じた生活訓練等を実施します。</p> <p>また、視覚障がい者やその家族等が気軽に生活・教育・就労等に関する相談ができ、日常生活用具の紹介や生活訓練についても適切に行えるような環境を整えます。</p> <p>【経営方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターを利用する視覚障がい者等が、満足できる良質のサービスと業務の品質を高めます。 ・限られた予算の中で、最大限の効果があげられるよう創意工夫に努めます。また、常に経費について心を配り、無駄な部分を排除します。 ・視覚障がい者及びそれを支えるボランティアが、多く利用する施設であることを念頭に置き、利用者の立場に立った環境づくりに努めます。 <p>2 県民の公平な利用の確保についての方策</p> <p>①センターの設置目的（役割）の説明と周知、②情報誌、ホームページの活用、③アウトリーチ活動、④土曜開館（試行）の継続を実施します。</p>	8.4点
<p>2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること</p> <p>① 安全かつ快適な施設管理の確保</p> <p>ア 利用者の安全の確保、事故防止が適切にされているか</p> <p>イ 施設等の破損箇所・不良箇所等の点検やその対応方針が明確か</p> <p>ウ 感染防止対策、衛生管理の取組は適切にされているか</p> <p>② 適切な運営管理の確保</p> <p>ア 緊急時等における対応方針など危機管理への対応は十分か</p> <p>イ 個人情報保護の体制は適正か</p> <p>ウ 環境に配慮した管理運営や取組がなされているか</p>	<p>1 維持管理及び修繕に関する業務</p> <p>(1) 管理物件を良好に維持管理してください。</p> <p>(2) 利用者の安全確保、事故防止対策を講じてください。</p> <p>(3) 危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を講じてください。</p> <p>(4) 維持管理及び修繕を行うにあたっては、利用者の妨げにならないように配慮してください。</p> <p>(5) センターの施設及び設備に関する保守管理費及び光熱水費等の維持管理に関する経費については、センターの面積に応じた負担を、三重県又は三重県社会福祉会館全体の維持管理を受託する法人の請求に基づき指定管理料から支払うこととします。</p> <p>2 衛生管理に関する事項</p> <p>(1) 感染症等の発生状況について情報収集し、予防に努めてください。</p> <p>(2) 感染症等の発生や疑いがある場合は、県、保健所等に連絡し、二次感染を防ぐため必要な措置を講じてください。</p> <p>(3) 感染症等の発生時の対応については、県や保健所との連携のもと、あらかじめ対応方針を決めてください。</p> <p>(4) 臨時に休館しなければならぬと判断する場合は、県と協議のうえ実施し、関係機関に連絡してください。</p> <p>(5) 食品を扱う場合は、食中毒、食物アレルギーの予防に努めてください。</p> <p>3 個人情報の取扱い 指定管理者は、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第13条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。</p> <p>4 環境配慮の推進</p>	15点	<p>1 施設の防災対策について センターは、三重県社会福祉会館の1階の一部にあり、その火災、震災等の予防及び人命の安全確保並びに被害を最小限に留めることについては、「三重県社会福祉会館消防計画」により実施します。</p> <p>また、ヘルメット・防災ずきんを常備し、いざというときに備えます。</p> <p>2 施設・設備の適切な維持管理及び感染症防止 センター施設・設備の修繕箇所の早期発見に努め、発見した場合は、速やかに県に報告するとともに、「リスク分担表」に基づき、早期の改修に努めます。</p> <p>また、施設・設備の使用については、細心の注意と清潔さに心を配ります。</p> <p>なお、各種保守点検及び清掃については、他者が行うこととされていますが、気づいた点について依頼するとともに、その実施状況についての報告等に協力します。</p> <p>今回の三重県内での新型コロナウイルス感染拡大の経験のもと、感染症防止対策として、センター求職者及びセンター事業参加者には、手のひらの消毒及び検温確認の徹底を図り、三密を避けるため、センター利用者のセンター内での行動について、適切な指導や指示を実施します。</p> <p>3 危機管理について 業務運営上の危機管理については「三重県視覚障害者支援センター危機管理方針」に基づき行います。</p> <p>4 個人情報の保護 「社会福祉法人三重県視覚障害者協会個人情報保護に関する基本方針」に基づき、個人情報を適切に保護します。</p> <p>5 環境に配慮した維持管理 消耗品などの購入に際しては、コピー用紙は再生紙利用のものを購入するなど、環境に配慮したグリーン購入を行います。また、廊下の消灯や、使用していない部屋の消灯などについて、引き続き励行します。</p> <p>支援センターの貸出用カセットテープ、CDについて、引き続きリユースを行います。また、除籍点字図書・雑誌を、島根あさひ事業所に送付し、リサイクルに供します。</p>	11.3点

審査基準	県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容	
			社会福祉法人三重県視覚障害者協会	
	施設の管理にあたっては、電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、グリーン購入などの環境配慮を行ってください。			
3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること	1 業務の内容 (1) 点字図書館事業の実施に関する業務 ①点字図書、録音図書、点字雑誌、録音雑誌（以下「図書等」という。）の製作 ②点字図書等の管理と貸出 ③図書等に関する相談、情報提供 ④各種サービス (2) 点訳、音訳ボランティアの育成及び支援の実施に関する業務 ①点訳奉仕員養成 ②音訳奉仕員養成 ③スキルアップ講習会 (3) 三重県聴覚障害者支援センターで実施する盲ろう者通訳・介助員養成講座の支援 (4) 地域生活の支援に関する業務 ①生活相談 ②生活訓練 ③ITサポート ④情報支援機器の貸出 ⑤日常生活用具の展示、紹介 ⑥避難行動セミナー及び災害発生時における情報支援活動	45点	1 支援センター事業の実施について (1) 点字図書館事業 全国の点字図書館等との連携・協働により「サビエ図書館」の充実に参画し、視覚障がい者が望まれる図書を提供できるようにします。 また、利用者のニーズに応え、プライベートサービス、レファレンスサービス等の向上を図ります。 (2) 点訳・音訳ボランティア等の育成・支援事業 図書の製作は、点訳・音訳ボランティアなど多くの人たちに支えられています。 点訳・音訳ボランティアの数的拡充のためにその養成に努めるとともに、スキルアップを支援し、図書以外の広報や、資料作成等の利用者ニーズに対応できる体制の確立・強化を図ります。 なお、講習会等開催の際、参加者の負担はテキスト代などの実費のみとします。 全国の利用者のため、製作レベルの向上を推進します。 (3) 盲ろう者通訳・介助員養成講座の支援 三重県聴覚障害者支援センターが実施する「盲ろう者通訳・介助員養成講座」を支援します。具体的には、関係機関と緊密な連携をとりつつ、講師の派遣、点字資料の作成、機器・会場の提供を行うほか、協議に基づく必要な支援を行います。また、盲ろう者当事者の会の活動についても積極的に支援をします。 (4) 生活相談及び訓練事業等 ① 生活相談 視覚障がい者の就職、結婚等の生活相談に応じるとともに、個別的又は集団的に必要な助言又は指導を行います。 ② 生活訓練 視覚障がい者の日常生活及び社会生活における適応性を確保するため、個別あるいは講習会等の方法により、生活訓練・指導を行います。 ③ 日常生活用具等の展示 支援センター内に、白杖や拡大読書器、音声時計、音声体重計、音声血圧計、音声体温計等視覚障がい者にとって便利な日常生活用具等を常時展示し、その使い方や効果的な利用方法などを紹介します。また、県内各地域に Outreach 展示会を開催します。その際、参加者の希望がある場合、機器・用具メーカーの参加も呼びかけ、新製品の展示なども行います。 ④ ITサポート 視覚障がい者にとって各種情報の入手は、大きなバリアの一つです。その解消の有用なツールであるIT技術の取得のため、ITサポートセンターの役割を担い、視覚障がい者の情報スキルの向上を図るため、ITサポーターを養成するとともに、ITサポーターが視覚障がい者の自宅等に訪問することにより、パソコン指導等を行います。 ⑤ 情報支援機器の貸出 プレクストーク（デジ再生機）など視覚障がい者用情報支援機器を希望者に無料で貸し出します。 ⑥ 避難行動セミナー 視覚障がい者、同行援護従事者（ガイドヘルパー）、ボランティア、行政関係者などを対象に災害時の避難行動セミナーを開催し、視覚障がい者にとって有効な避難方法、その支援のあり方や情報支援、避難所における支援のあり方について理解を深めます。	35.2点
① 施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上				
ア 提案された事業は、業務基準を満たし、かつ実現可能なものか				
イ 利用者を増やす具体的な取組が提案されているか				
ウ 利用者の声を把握し、利用者サービス向上に繋げる積極的な姿勢が見られるか				
エ 広く県民に対する情報提供（広報等）や情報発信について具体的に提案されているか				
オ 施設の稼働率を高めるための具体的な提案がされているか				
カ 施設の効用を高めるための他機関や団体との連携が具体的に提案されているか	2 サービスの向上、安全の確保 施設を清潔に保つとともに、来館者に対するサービスの向上と安全の確保を図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応してください。			
キ 災害発生時における施設の役割と体制が提案されているか				
ク 施設の機能を活用した具体的な独自提案（自主事業）がされているか	3 利用者の声の把握 センターの利用者のサービス向上等の観点から、アンケート等により、センター利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、県に報告していただきます。			
ケ 達成目標は、適切に設定されているか	4 自主事業の実施 指定管理者は、センターの設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができるものとします。 5 指定期間を通じて達成すべき成果目標 ア 図書等の貸出数 年間84,000タイトル イ 生活訓練の参加者数 年間600人		2 センターの活用による県民サービスの向上 図書貸出増加について 利用者アンケートなどにより、利用者の読みたい本やトレンドを把握し、点訳・音訳に反映させるとともに、「図書だより」を年6回以上発行し、情報の提供に努めます。 また、デジ図書の利用拡大を図るため、プレクストークの貸出を引き続き行うとともに、「サビエ図書館」の会員登録についても普及・拡大を図ります。	
			3 利用者の声の把握、管理運営への反映方策 毎年1月にセンターアンケートを実施します。センターアンケートは、30問ほどの設問とし、個々のセンターサービスの評価を聞き取ります。そして、センターアンケートの結果を職員で共有するとともに、毎年3月の三重県視覚障がい者生活情報誌にセンターアンケートの結果を詳細な記事にし、風通しのよいセンターとしていきます。	
			4 成果目標・達成目標 (1) 成果目標	

審査基準	県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容	
			社会福祉法人三重県視覚障害者協会	
			①貸出タイトル数 年間84,000タイトル ②生活訓練の参加者数 年間600人 (2) 達成目標 ①図書製作・編集数 年300タイトル ②図書日より発行 年6回以上等	
4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること ① 施設の管理にかかる経費の節減 ア 具体的な経費節減の計画があり実行可能な内容か イ 事業を積極的に受託し、経費節減につなげているか	1 指定管理に係る指定管理料 県が指定期間中に支払う、「施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）」の総額は、次に示す額を上限とします。 なお、各年度において県が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。 指定管理料の額 235,010千円（5年間） （第二種社会福祉事業のため非課税） （内訳）各年度における指定管理料概算額 令和3年度 47,002千円 令和4年度 47,002千円 令和5年度 47,002千円 令和6年度 47,002千円 令和7年度 47,002千円	10点	1 収支計画の積算の考え方 人件費については、必要経費ですが、5年間の指定管理期間の中で、定期昇給等による増額要素以外は、正規職員の新陳代謝を図りながら、抑制していきます。人件費の増増については、事業費の減減で補うこととし、収支均衡を図っていきますが、そうした中でも事業費の確保については、最大限努力していきます。 2 コスト削減の考え方 職員配置の適正化、研修などによる職員の資質向上、加盟する全国ネットワークの有効利用、情報の共有などにより、業務の効率化を図るとともに、業務内容の改善、分担の見直しなどについて意見交換を行い、業務品質の向上に努めます。物品調達においては、複数社から見積もりを取るなど競合を原則とし、また、在庫管理の徹底、職員一人ひとりのコスト意識の徹底を図るとともに、節電、節水などに努めます。	7.4点
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること ① 管理体制の確保 ア 専門職員の確保など適切な組織体制、責任体制が確保されているか イ 職員の人材育成、研修計画は適切なものとなっているか ② 経営能力 ア 安定的な運営ができる経営的基盤となっているか イ 施設の管理運営にかかる実績があるか	1 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 点字図書館に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 施設長 1人 (2) 司書 1人以上 (3) 点字指導員 1人以上 (4) 貸出閲覧員又は情報支援員 1人以上 (5) 校正員又は音声訳指導員 1人以上	20点	1 人員の確保及び採用に関する方針 センターの設置目的や役割を達成するため、下記の職員を配置します。なお、業務の効率化の観点から「音訳指導員」と「司書」は兼務とします。 ・センター長（常勤）1名 ・センター総括（常勤）1名 ・点字指導員（常勤）1名 ・司書・音訳指導員（常勤）1名 ・図書館業務員（常勤）1名 ・図書館業務員（非常勤・週3日勤務）2名 ・生活訓練担当（非常勤・週4日勤務）1名 ・IT関係担当（非常勤・週3日勤務）2名 2 人材育成、研修 日常の業務を通じて生じる課題について、情報を共有し、集団あるいは個別の対話により分析・解決を図るなど、日々職員の職務遂行能力の向上に努めます。 センター業務に求められる能力のアップを図るため、積極的に外部の研修会に参加を促し資質向上を図るとともに、全国視覚障害者情報提供施設協会（全視情協）、中部ブロック点字図書館等連絡協議会、日本盲人社会福祉施設協議会（日盲社協）などの各種研修会に企画立案・運営など主体的に関わり役割を果たします。	16.8点
総合審査結果		100点		79.1点

指定管理候補者とした団体の名称等

<p>団体の名称等</p>	<p>三重県津市桜橋2丁目130番地 社会福祉法人 三重県視覚障害者協会 会長 児玉 千春</p>
<p>選定委員会の講評</p>	<p>選定委員会において審査を行った結果、次の理由により社会福祉法人三重県視覚障害者協会が指定管理者候補者として相応しいと判断しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談から、生活訓練に繋げて生活の向上を図るなど、視覚障がい者の生活を良くしたいという姿勢が感じられる。 ・サビエ図書館（視覚障がい者専用のネットワークサービス）の利用や、福祉の視点に立ったレファレンス機能などにより、利用者のニーズに応じた点字図書館事業が期待できる。 ・視覚情報を音訳する機器など、利用者のニーズに応じて新しいICT機器等を積極的に取り入れており、視覚障がい者の日常生活における利便性の向上に資することが期待できる。 ・来館者の手指の消毒や検温の徹底、「安心みえるLINE」の登録推奨を行うなど、新型コロナウイルス感染症等の感染症防止対策が適正に行われると期待できる。 ・来館者アンケートの結果をしっかりと受け止めており、サービスの向上や利用者の立場に立ったセンター運営が期待できる。 <p>なお、以下のことについては配慮されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点訳奉仕員の養成講座受講者が増加するよう引き続き努力されたい。 ・遠方に住む方への情報提供の観点から、市町との連携を図られたい。

【所管事項説明】

1 「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2021年度～2023年度—」 (中間案)について

1 プランの位置づけ

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性等を明らかにした計画です。

平成30年に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2018年度～2020年度—」(以下「現プラン」という。)は令和2年度末をもって終期を迎えることから、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2021年度～2023年度—」(以下「次期プラン」という。)を策定します。

このたび、三重県障害者施策推進協議会および三重県障害者自立支援協議会等の議論をふまえ、中間案をとりまとめました。(別冊1のとおり)

2 次期プラン策定のポイント

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、多様性を認め合い、生きがいや安心を実感できる共生社会づくりに向け各障がい者施策を推進します。

また、策定にあたっては、

- ①新型コロナウイルス感染防止のための「新しい生活様式」に基づいた対策を実施すること
 - ②Society5.0で実現される社会を見据え、DX等を導入した取組(テレワークや遠隔手話等の移動を伴わない物理的接触を避けることによる感染防止対策等)を実施すること
 - ③全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)の開催および三重県障がい者芸術文化活動支援センター設置を契機とした社会参加の拡大を図ること
 - ④SDGsの視点を取り入れ、多様性を認め合い、誰もが暮らしやすい共生社会づくりを進めること
- を基本とします。

3 次期プラン(中間案)の概要

第1章 総論

第1節 計画の基本的な考え方(別冊1 P1～8)

プランは、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」および児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」として策定します。

第2節 障がい者を取り巻く状況（別冊1 P9～49）

令和2年4月1日現在、県内の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が約72,000人、療育手帳所持者が約15,500人、精神障害者保健福祉手帳所持者が約15,000人で、合わせて約103,000人弱となっています。近年の推移をみると、身体障害者手帳所持者はゆるやかな減少傾向ですが、療育手帳所持者および精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向がみられます。

第2章 障がい者施策の総合的推進

第1節 多様性を認め合う共生社会づくり（別冊1 P50～64）

1 権利擁護の推進

障がい者に対する差別や偏見の意識が根強く残る中で、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変容に伴い、障がい者の行動特性をもとにした新たな偏見が生じているともいわれる中、障がいを理由とする差別の解消に向け、取組の強化を図るとともに、合理的配慮につながるさまざまな環境整備に取り組みます。

また、手話通訳者等の派遣や点字図書の作成等により障がい者の情報保障を行うとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

さらに、障がい者虐待の未然防止と迅速かつ適切な対応を行うため、障がい福祉従事者の権利擁護意識を醸成するとともに、市町への支援や事業所に対する指導等を行います。

2 障がいに対する理解の促進

障がいについての理解を深めるため、さまざまな機会を活用して啓発や広報の充実を図るとともに、学校等において人権・福祉教育等を進めます。

また、関係団体や市町と連携した取組や地域住民や児童・生徒のボランティア活動を通じて、障がいについての理解促進を図ります。

なお、取組にあたっては、ICT等を活用するなど、新型コロナウイルス感染症対策への配慮や、DXの動向も把握しながら取組を進めます。

3 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

障がい者が地域で自立して社会活動に参加できるよう、移動支援や失語症者向け意思疎通支援者の養成等、障がいの状態に応じた活動支援や遠隔手話通訳サービス等のICT等を活用した支援を行うとともに、福祉用具の活用を促進します。

また、県内におけるバリアフリー観光を推進し、障がい者が観光を楽しむ環境づくりを進めます。

第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり（別冊1 P65～76）

1 特別支援教育の充実

三重県特別支援教育推進基本計画等に基づき、障がいのある子どもたちが早期からの一貫した教育を受けられるよう、支援体制を充実するとともに、子どもたち一人ひとりの特性に応じた指導が受けられるよう、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

2 就労の促進

ICTを活用したテレワーク導入等により、障がい者の一般就労の促進を図るとともに、ICTなどを活用して、事業所業務等における共同受注のマッチング強化等により福祉的就労への支援を行います。

また、「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、農林水産業分野における障がい者就労の促進に向けた取組の推進を図るなど多様な就労機会の確保に取り組みます。

3 スポーツ・芸術文化活動の推進

2021年に全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）を開催するとともに、障がい者へのスポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。

また、「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」を中心に、ICT等を活用し、障がい者の芸術文化活動に対する支援や、アートサポーターの確保等により、自己の芸術的な能力の発揮にかかる機会の拡充に取り組みます。

第3節 安心を実感できる共生社会づくり（別冊1 P77～94）

1 地域移行・地域生活の支援の充実

グループホームなどの居住の場や地域生活を支えるサービスの確保を図るとともに、相談支援体制強化に向けた基幹相談支援センターの設置および障がい者の生活を地域全体で支えるための地域生活支援拠点の整備を促進します。

また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた人材の育成や資質向上のほか、人材の確保やロボット等の導入による介護業務の負担軽減を図るなど、地域生活への移行の促進、地域生活の支援を進めます。

コロナ禍における障がい者支援を行う事業者に対する感染症対策の支援や、クラスター発生時等の広域協定に基づく支援を行います。

あわせて、社会的自立に向けた支援として、各種手当の支給等を適正かつ迅速に行います。

2 福祉と医療などが連携した支援の充実

障がいや疾患の早期発見および適切な早期対応を行うとともに、保健、医療、福祉との連携が欠かせない精神障がい者、発達障がい児・者、難病の患者、医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援の充実を図ります。

医療的ケアを必要とする障がい児・者に対しては、福祉、医療、保健、教育等が連携して途切れのない支援が適切に提供されるよう、県内4地域で構築された医療的ケア児・者に係る地域ネットワークにおいて、支援者支援や地域づくりをめざしたスーパーバイズ機能を構築・推進します。

精神障がい者については、地域における保健、医療、福祉等の一体的な取組の下、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

3 防災・防犯対策の充実

自然災害等の発生時に要配慮者の安心・安全を確保できるよう、社会福祉施設等における避難確保計画等の策定や計画に基づく訓練の実施を促すなど、地域や事業所・施設における防災対策を推進します。

また、市町に対し、福祉避難所に関する感染症対策に対応した運営マニュアルの策定や訓練の実施を支援するとともに、大規模災害発生時の三重DPAT（災害派遣精神医療チーム）および三重DWA T（災害派遣福祉チーム）派遣に備え、登録促進や登録員の養成、訓練等に取り組みます。

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画（別冊1 P95～128）

令和2年5月に告示された国の基本指針に即して、地域生活への移行・就労支援等に関する成果目標や、支援体制整備のための活動指標（サービス見込量）等について、障害保健福祉圏域単位および県全体で定めます。

成果目標や活動指標の具体的な数値等については、現在、各市町で検討中の障害福祉計画および障害児福祉計画の数値等と整合を図る必要があることから、最終案に明記します。

第4章 計画の推進（別冊1 P129～131）

福祉・医療・労働・教育などの関係分野が協議、連携し、施策を総合的に推進するとともに、三重県障害者施策推進協議会等における報告、検証、協議等を実施するなど、PDCAサイクルに基づき適切に進行管理を行います。

4 今後のスケジュール

- | | | |
|------|-----|--|
| 令和2年 | 12月 | パブリックコメント実施（～令和3年1月）
社会福祉審議会での説明（中間案） |
| 令和3年 | 2月 | 障害者自立支援協議会での説明（最終案）
障害者施策推進協議会での説明（最終案）
障がい者差別解消支援協議会での説明（最終案） |
| | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（最終案）
計画の策定 |

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の数値目標について
【現プラン】

【次期プラン（案）】

目標項目	計画策定時	直近値 (R1)	目標値 (R2)	評価	
1 多様性を認め合う共生社会づくり					
障害者差別解消支援地域協議会設置率	46.7%	63.3%	100%	△	
障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合	66.4%	77.3%	75.0%	◎	
視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数（累計）	—	767人	1,080人	○	
—	—	—	—	—	
2 生きがいを実感できる共生社会づくり					
特別支援学級においてパーソナルカルテを活用している小中学校の割合	80.9%	97.7%	100%	○	
一般就労へ移行した障がい者数	389人	401人	524人	△	
全国障害者スポーツ大会の団体競技における予選会出場率	83.3%	91.7%	100%	△	
3 安心を実感できる共生社会づくり					
地域生活移行者数（累計）	—	31人	150人	△	
精神科病院における早期退院率	入院後3か月後時点	58.9%	70.4%	69.0%	◎
	入院後6か月後時点	81.9%	80.6%	84.0%	△
	入院後1年時点	87.6%	84.3%	92.0%	△
福祉避難所運営マニュアル策定率	44.5%	46.5%	70.0%	△	

目標値見直し

目標値見直し

新規

削除 → 新規

削除 → 新規

目標値見直し

削除 → 新規

目標項目	現状値 (R1)	目標値 (R5)	
1 多様性を認め合う共生社会づくり			
障害者差別解消支援地域協議会設置率	63.3%	100%	
障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合	77.3%	85.0%	
視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数（累計）	767人	1,140人	
遠隔手話通訳サービスの利用件数（累計）	—	100件	
2 生きがいを実感できる共生社会づくり			
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	851回	950回	
一般就労へ移行した障がい者数	401人	524人	
障がい者スポーツに関心がある県民の割合	54.0%	62.0%	
3 安心を実感できる共生社会づくり			
地域生活移行者数（累計）	31人	150人	
精神科病院における早期退院率	入院3か月後時点	70.4%	69.0%
	入院6か月後時点	80.6%	86.0%
	入院1年後時点	84.3%	92.0%
三重県DWA T登録員数（累計）	(R2) 45人	160人	

※評価：目標の達成率が100%◎、70%以上○、70%未満△

2 「第2次三重県手話施策推進計画」（中間案）について

1 計画の位置づけ

「三重県手話施策推進計画」（以下「現計画」という。）は、「三重県手話言語条例」（以下「条例」という。）に基づき、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定したもので、現計画に基づき手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成29年に策定した現計画は令和2年度末をもって終期を迎えることから、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする「第2次三重県手話施策推進計画」（以下「次期計画」という。）を策定します。

このたび、三重県障害者施策推進協議会および手話施策推進部会等での議論をふまえ、中間案をとりまとめました。（別冊2のとおり）

2 次期計画策定のポイント

手話とは、「独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたもの」であり、「ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語」であるという基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現をめざします。

また、現計画の取組の検証及び新型コロナウイルス感染防止対策やICTを活用した新たな意思疎通支援の検討など、手話を取り巻く環境の変化をふまえ、以下の項目について取り組みます。

- ①手話通訳者の人材育成
- ②遠隔手話相談・遠隔手話通訳サービス等の利用促進
- ③災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進と締結市町との連携
- ④手話の普及・啓発

3 次期計画（中間案）の概要

第1章 計画の策定にあたって（別冊2 P1～7）

現計画で残された課題と手話を取り巻く環境の変化をふまえつつ、現計画の基本的認識及び基本理念、施策体系を継承し、次期計画を策定します。

なお、次期計画は、条例第7条第1項の規定に基づき、「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもので、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定します。

第2章 施策の展開（別冊2 P8～16）

1 基本的施策と具体的な取組

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

- (1) 県政情報の手話による発信等
 - ・手話付きテレビ情報番組の制作・放映
 - ・知事定例記者会見等における手話通訳の実施
 - ・県のイベント・会議等における情報保障の確保 等
- (2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等
 - ・三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施
 - ・ICT等を活用した意思疎通支援についての周知・検討 等
- (3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置
 - ・聴覚障がい者災害支援サポーターの登録推進
 - ・災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進及び協定締結市町との連携 等

施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

- (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充
 - ・手話通訳者等の派遣事業の実施
 - ・手話通訳者の人材育成の推進
 - ・手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進 等

施策3：手話の普及等【条例第10条】

- (1) 県民が手話を学習する機会の確保等
 - ・県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載
 - ・イベント等を活用した手話の普及啓発
 - ・県民向け手話講座の開催
 - ・手話サークル団体の情報提供等 等
- (2) 県職員に対する手話研修等の実施
 - ・県職員及び市町職員に対する研修の実施 等
- (3) 幼児児童生徒及び学生に対する手話学習の取組促進
 - ・手話を学ぶ取組の実施
 - ・手話についての理解啓発の促進 等

施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

- (1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上
 - ・ろう児に対する手話教育の環境整備 等
- (2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等
 - ・保護者に対する手話講習会等の実施
- (3) 聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保
 - ・乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施 等

施策5：事業者への支援【条例第12条】

- (1) 事業者のろう者へのサービス提供時やろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援
- ・雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知
 - ・観光施設等における情報保障の推進 等

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

- (1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等
- ・手話に関する調査研究への協力

第3章 計画の推進（別冊2 P17～18）

次期計画の基本理念を実現するため、市町及び関係機関等と連携・協力するとともに、県の福祉、教育、労働などの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。また、PDCAサイクルにより適切な進行管理を行います。

4 次期計画における主な取組

(1) ICT等を活用した意思疎通支援についての周知・検討

コロナ禍での情報アクセシビリティの向上にも資するよう、遠隔手話相談、遠隔手話通訳サービス及び今後導入が予定されている電話リレーサービスを含めたICT等を活用した意思疎通支援について、周知を図ります。

また、行政窓口等における遠隔手話通訳サービスの活用等について、市町や関係団体と連携・協力しながら検討します。

(2) 災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進及び協定締結市町との連携

災害発生時に聴覚障がい者に対し手話等による支援等を行えるよう、三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進します。

また、聴覚障害者支援センターにおいて、災害時における聴覚障がい者支援に関する協定を締結した市町と連携し、実際に災害が発生した場合の対応について検討を進めます。

(3) 手話通訳者の人材育成の推進・手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施

ろう者と聞こえる人との意思疎通を行う手話通訳者の育成を推進するため、地域バランスも考慮しながら手話通訳者養成講座を開催するとともに、手話通訳者養成講座の修了者を対象に、手話通訳者全国統一試験の対策学習会を実施します。

また、手話奉仕員から手話通訳者へのステップアップが進むよう市町に働きかけます。

(4) イベント等を活用した手話の普及啓発

次代を担う子どもたちに手話に興味を持ってもらうため、関係団体や市町等と連携し、様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及推進を図ります。また、新型コロナウイルス感染症対策への配慮やDXの動向も把握しながら取組を進めます。

5 今後のスケジュール

- | | | |
|------|-----|---|
| 令和2年 | 12月 | パブリックコメント実施（～令和3年1月）
社会福祉審議会で説明（中間案） |
| 令和3年 | 2月 | 障害者施策推進協議会手話施策推進部会で説明（最終案）
障害者施策推進協議会で説明（最終案）
障がい者差別解消支援協議会で説明（最終案） |
| | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（最終案）
計画の策定 |

「三重県手話施策推進計画」の数値目標について

【現計画】

目 標 項 目	計画 策定時	直近値 ※1	目標値 (R2)	評価 ※5
登録手話通訳者数（県）	92人	106人	120人	△
手話通訳者の派遣件数（県）	644件	756件	840件	△
手話に触れたことのある子どもの割合※3	59.4%	72.9%	80%	△
ホームページアクセス数※4	—	2,647件	3,400件	○
聾学校における保護者向け講習会の参加者数（累計）	約200人	1,292人	1,000人	◎

削除→新規

【次期計画（案）】

目 標 項 目	現状値 ※1	目標値 (R5)
登録手話通訳者数（県）	106人	125人
手話通訳者の派遣件数（県）※2	756件	900件
手話に触れたことのある子どもの割合※3	72.9%	80%
災害時における聴覚障がい者支援に関する協定を締結した市町の数	11市町	14市町
聾学校における保護者向け講習会の参加者数（累計）	1,292人	2,200人

※1：「手話に触れたことのある子どもの割合」は令和2年度実績、それ以外の項目は令和元年度実績

※2：派遣件数には遠隔手話通訳サービスを含む

※3：手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合（県キッズ・モニターアンケート）

※4：県の手話言語条例ホームページのアクセス数

※5：目標の達成率が100%◎、70%以上○、70%未満△

3 「新しい福祉監査のカタチ」について

社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス提供事業者等（以下、「法人・事業者等」という。）に対して行っている本県の監査・指導については、現地での実地による監査を中心としており、毎年度多くの法人等に対して指摘を行い、利用者がより安心できるような改善を求めています。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会変容がもたらす「新たな日常」を見据えた新たな取組も必要となっています。

DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展にも対応し、「新しい福祉監査のカタチ」と銘打って、以下の「5つの柱」に基づき、監査・指導をバージョンアップした具体的な取組を進めます。

1 「新しい福祉監査のカタチ」の5つの柱と取組

(1) 情報発信の促進

- ①【新】好事例の収集と発信（11月から実施済：別冊3「社会福祉法人等の取組事例集」参照）

法人・事業者等の先進的な取組を情報収集し、その中から感染症対策も含めて他の法人・事業者等が参考となる「好事例」をとりまとめたほか、県が実施した指導監査における「よくある指摘」集もあわせて掲載し、法人・事業者等への研修、実地指導や監査の際に情報提供し、法人・事業者等におけるサービスの向上につなげていきます。

(2) 効率的・効果的な手法へのチャレンジ

- ①【新】オンライン監査・指導の実施（オンライン監査等は一部9月1日から実施済）

コロナ禍において、法人・事業者等では家族とのオンライン面談等の取組が進む中、県としても、Web会議システム等を活用したオンライン監査・指導と現地での実地による監査・指導を組み合わせることで、よりきめ細かな監査・指導につなげるとともに、移動距離の低減による効率的な監査・指導に取り組めます。

オンラインで実施することで、受検会場を準備する必要もなく、コロナ対策にもつながり、受検者側の負担軽減にもつながります。

また、実地による監査においては、受検者側の感染リスクへの配慮から、県において監査チーム員の体温や症状の記録を記した「健康安心カード」を10月から相手側に提示しています。

- ②【新】集団指導と集団研修の実施（6月から実施済）

これまで法人・事業者等を県内各会場に集めて実施していた集団指導・集団研修を、Webによる動画配信で実施することで、感染リスクの軽減および受検者側の負担軽減につなげていきます。

今年度実施した受講者等からは、「会場への移動の負担が軽減された」、「好きな時間に各担当者が受講できるので非常に効率的」等の声がありました。

③【新】「公募型の実地指導」「自己チェック監査」の実施（令和3年6月から実施予定）

現在の法人・事業者等の監査は6年に一度を目途に実施していますが、近年ではコンプライアンス意識の向上も進み、監査・指導を積極的に受検することで利用者サービスの改善につなげたいという法人・事業者等もあることから、通常の順番に関わらず、応募のあった法人・事業者等から優先的に監査・指導を実施します。

あわせて、法人・事業者等へ県ホームページ掲載の「自己点検表」の活用を促すとともに、実地指導等の機会を通じて活用状況の確認を行うことにより、法人・事業者等による主体的な自己チェック体制の構築をめざします。

④【一部新】重点項目の設定による監査の実施（11月から実施済）

生命や安全・安心な生活の侵害に直結する危機管理（防災、虐待防止、感染症対策、事故防止等）に関する重点的な項目について、これまで以上に具体的かつわかりやすい指導対応を実施し、法人・事業者等の行動変容や改善の取組を促します。

なお、引き続き、虐待事案は、事業担当課や市町と連携を強化し、継続的に報告、指導を行うほか、苦情や内部告発に対しては、関係各所と連携のうえ、緊急性に応じて、実地指導や特別監査を優先して行います。

（3）監査結果に基づく選択と集中

①【一部新】法人・事業者等の監査結果による集中監査の実施（令和3年5月から実施予定）

法人・事業者等への監査等を実施した上で評価を行い、「優良な法人・事業者等」に対しては書面監査やオンライン監査などを活用した簡便な形式での指導・監査とし、課題の多い法人・事業者等に対しては、指摘項目を集中的に現地での監査・指導を行います。

（4）市町との協調

①【一部新】保育所等に関する市町との協調監査、オンライン連絡会議の実施（連絡会議については8月から実施済）

保育所等に対しては毎年度1回の指導・監査が規定されており、公立保育所等へは県の施設監査と市町の確認指導を連携して実施することで、市町の確認指導能力の向上等を支援します。（民間保育所等はオンライン監査を導入予定。）

あわせて、市町担当者向けの研修や実地指導はオンラインでの会議を主体とし、市町の移動の負担軽減につなげるとともに、オンライン監査の導入効果等についても情報提供し、市町の業務効率化にもつなげていきます。

(5) 監査人材の育成体制づくりとスマート改革

①【一部新】「監査運営人材育成計画」の作成等（4月から実施済）

県の「監査運営人材育成計画」を作成し、基礎編・専門編・応用編（OJTを中心）等の研修を毎年度作成する計画に沿って実施しています。

スマート改革の一環として、法解釈・統一見解、業務マニュアルやチェックリスト、監査指摘事項や対応方針等についてデータベース化・共有化を図り、監査人材の効果的・効率的な育成に努めます。

3 今後の取組

オンライン監査等の実施によるPDCAサイクルを回すことで、さらなる業務の見直しや改善につなげます。特に、オンライン監査を実施する職員と現地監査を実施する職員との効率的な配置・役割分担、実施側、受検者側それぞれの有用性等について検証を行っていきます。

今後も、取組の更なる改善を持続して展開するとともに、「新しい福祉監査のカタチ」を取り入れた効率的かつ効果的な指導監査等の実施により、適正な運営と健全な経営を確保して利用者へ提供される福祉サービスの質の向上および利用者が安全・安心して利用できることをめざします。

4 「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」（案）について

1 策定の目的

県では、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「UD条例」という。）第8条に基づき作成した「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019－2022）」に基づき、さまざまな取組を進めています。

このたび、当計画の重点的取組「UDに配慮された施設等の整備の取組」の一環として、県有施設の整備に携わる職員等が施設を新築、増築、改修しようとする場合に、ユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）に配慮された施設整備に取り組むことができるように、「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を取りまとめました。（別冊4のとおり）

取りまとめにあたっては、県有施設の実地調査結果や、「ワークショップには当事者を参加させるべき」、「心のバリアフリーという概念を加えるべき」との三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会や関係団体等からの意見等も参考にしています。

2 ガイドラインの特徴

UDに配慮された施設づくりの流れを具体的に整理し、施設整備をどのように進めるのか（プロセス）、どのように整備するのか（ハード）についてまとめるとともに、運営時に必要な準備や利用者への介助方法等も盛り込み、ソフト面の対応も理解できるように構成しています。

（1）意見を聴くプロセスの明確化

施設整備の過程を、構想、準備、設計、工事の4段階に分け、設計段階で利用者や当事者等の意見をワークショップ等で取り入れるよう提案しています。

（2）UDの意義の理解

施設整備の際には、まずはUDの意義を理解しておくことが重要であり、「なぜ出入口の段差をなくし、幅を広く取るのか」等の理由を詳しく記載しました。

（3）施設整備基準の明示

出入口や廊下の幅、昇降機のかごサイズなど移動が伴うようなところは、UD条例の内容に比べて基準を高く設定し、よりUDに配慮した基準となっています。また、施設内でわかりやすい案内ができるよう、案内板等のデザインの基本ルールや具体的な作成例を記載しています。

（4）ハード・ソフト両面から対応する施設の運営

整備に必要な法令や条例などの基準といったハード面のほか、利用者の特性に応じた対応（マナーや案内の方法、受付に必要なもの等）などソフト面の内容も記載しています。

3 ガイドラインの概要

第1章 基本方針（別冊4 P1～5）

SDGsの推進のもと、「すべての人が安全で快適に過ごせるよう、はじめからデザインされた県有施設を、ともに創り出す」を基本方針とします。

第2章 ユニバーサルデザインで進める施設整備（別冊4 P6～10）

2（1）で示した4段階に分けた施設整備の各過程で留意すべき点をまとめました。

- ①構想：「UDに配慮した施設整備」を関係者間で共有
- ②準備：利用者や当事者参加のワークショップ体制づくり
- ③設計：ワークショップ等の実施
- ④工事：意見の反映確認

第3章 施設の望ましい整備基準（別冊4 P11～31）

出入口・移動経路などの共通項目、駐車場、敷地内経路、エレベーター・階段、受付・案内所、トイレの各項目について、UDに配慮する点の理由や具体的な数値のほか、望ましい基準等について提示しています。

①共通事項

- ・配慮が必要な方の特性、車いすの寸法と動作寸法。
- ・外部からの出入口は、自動ドアで、幅は120 cm以上。
- ・移動経路の段差をなくし、廊下幅は180 cm以上。

②駐車場

- ・車いす使用者用区画やおもいやり駐車区画は、建物出入口近くに設置。歩行が困難な方が多数利用される施設には、多くの駐車区画を設置。
- ・駐車区画周囲に段差を設けないようにし、建物出入口までの経路には屋根を設置。区画を示す案内板の設置位置に配慮。

③敷地入口から建物入口までの経路

- ・通路の幅は180 cm以上が望ましく、段差がある場合はスロープを設置。
- ・建物出入口に音声誘導装置やインターホンを設置。

④エレベーター・階段

- ・エレベーターのかごサイズは幅1.6m以上、奥行き1.35m以上の13人乗り以上が望ましく、ホールは車いす使用者が転回しやすいスペースを確保。
- ・階段に2段手すりや注意喚起用ブロックを設置。

⑤受付・案内所

- ・情報拠点の場として重要な受付は、情報を整理し必要な情報を提供。

⑥トイレ

- ・施設の各階に1か所以上のスペースが広い車いす使用者用トイレを設置し、オストメイト対応設備、大人用介護ベッド、乳幼児ベッド等の機能は施設内に1か所以上設置。
- ・LGBTの方や子ども連れの方、異性による介助を行う方の利用を想定し、男女共用トイレを設置。

第4章 わかりやすい案内方法（別冊4 P32～41）

案内板におけるフォントの種類や絵文字（ピクトグラム）のデザインなどの統一、「目的地までの誘導には連続設置が必要」などの基本的なルールや各種案内板の作成例のほか、視覚障がい者誘導用ブロックの種類や設置場所の具体例を提示しました。

第5章 UDに配慮した施設の運営（別冊4 P42～50）

①施設運営にあたっての基本姿勢

施設完成後にバリアフリーマップの作成や貸出用物品の準備、施設を利用する人への声かけや案内方法を提案しています。

また、日常点検の実施内容、施設がより使いやすくなるよう継続して改善していく重要性について記載しました。

②新型コロナウイルス感染症および大規模災害に備えて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、窓口での手指消毒等の対応に加え、「センサー等非接触で開閉できる扉」、「トイレ内手洗いの自動水栓化」などについても、ユニバーサルデザインの観点から重要であることを記載しました。また、「新しい生活様式」の定着やDXによる社会変革の状況も常に把握しながら、施設整備を行うことの必要性なども提案しています。

そのほか、頻発化、激甚化する自然災害等に備えた配慮の必要な方の避難方法の検討などもUDに配慮した施設運営であることを記載しています。

4 ガイドラインの活用について

ガイドラインに基づく施設整備について、各部局で取組を進めるとともに、県ホームページへの掲載、市町・関係団体等に対する情報提供や働きかけにより、県内でUDに配慮された施設づくりが進むよう、取組を進めていきます。

5 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和2年9月17日～令和2年11月19日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和2年10月12日
3 委員	委員長 庄山 哲也 委員 小池 敦 他3名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく県立高校における生徒の死亡事例の調査審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和2年10月14日
3 委員	委員長 武田 誠一 委員 村田 直樹 他3名
4 諮問事項	三重県身体障害者総合福祉センター指定管理候補者選定に関する審査について
5 調査審議結果	選定委員会において審査を行った結果、社会福祉法人三重県厚生事業団が指定管理候補者として相応しいとの審議結果となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和2年10月14日
3 委員	委員長 武田 誠一 委員 村田 直樹 他3名
4 諮問事項	三重県視覚障害者支援センター指定管理候補者選定に関する審査について
5 調査審議結果	選定委員会において審査を行った結果、社会福祉法人三重県視覚障害者協会が指定管理候補者として相応しいとの審議結果となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和2年10月15日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	民法第834条の2に基づく親権停止に係る事例の審議を行った。 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会
2 開催年月日	令和2年10月19日
3 委員	部会長 田口 鉄久 委員 宇佐美 直樹 他3名
4 諮問事項	1 幼保連携型認定こども園の認可定員等について 2 幼保連携型認定こども園の設置認可申請調書について
5 調査審議結果	申請のあった2件について審議し、意見を聴取した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和2年10月20日
3 委員	会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他6名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	10名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえこどもの城指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和2年10月23日
3 委員	委員長 宮崎 つた子 委員 村瀬 勝彦 他3名
4 諮問事項	みえこどもの城指定管理候補者選定に関する審査について
5 調査審議結果	選定委員会において審査を行った結果、公益財団法人三重こどもわかもの育成財団が指定管理候補者として相応しいとの審議結果となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県母子・父子福祉センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和2年10月23日
3 委員	委員長 宮崎 つた子 委員 村瀬 勝彦 他3名
4 諮問事項	三重県母子・父子福祉センター指定管理候補者選定に関する審査について
5 調査審議結果	選定委員会において審査を行った結果、一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会が指定管理候補者として相応しいとの審議結果となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会
2 開催年月日	令和2年11月12日
3 委員	部会長 安田 和夫 委員 深川 誠子 他4名
4 諮問事項	1 三重県手話施策推進計画の取組について 2 第2次三重県手話施策推進計画中間案(案)について
5 調査審議結果	上記事項につき報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和2年11月19日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置等の審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	令和2年11月19日
3 委員	会長 菊池 紀彦 委員 阿部 普一 他16名
4 諮問事項	1 三重県障がい者施策年次報告について 2 みえ障がい者共生社会づくりプランの改定について 3 三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について 4 三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会開催結果報告について 5 障がい者の差別解消の取組について
5 調査審議結果	上記事項につき報告し、意見交換を行った。
6 備考	